

久留米市景観計画届出の手引き



平成23年 4月 1日

久留米市

令和3年4月30日（一部改正）

目次

1. 手続き編	
（1）届出対象行為	1
①届出対象行為	
②届出の対象外となる行為	
③届出対象行為の解説	
（2）届出手続きの流れ	9
①届出の場合	
②通知の場合	
（3）届出に必要な図書	11
①届出に必要な図書	
②様式及び記入例	
2. 景観形成基準の解説編	
（1）景観形成基準	20
①景観形成基準	
（2）景観形成基準の解説	22
①位置（配置）	
②高さ	
③形態・意匠	
④色彩	
⑤屋外設備等	
⑥緑化・外構	
⑦夜間照明	
⑧開発行為	
⑨土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
（3）景観形成基準チェックシート	49
参考資料	69

久留米市景観計画運用手引きの目的

本市には、九州一の大河、筑後川や雄大な耳納連山、筑後平野の豊かな田園、四季を織り成す花木などの自然、古くからの交通の要所として発展してきた歴史を色濃く残す寺社・町家、筑後の中心都市としての賑わいと潤いあるまちなみなどの様々な景観の地域資源を有しております。また、本市の景観は、坂本繁二郎や古賀春江等の絵画にも描かれるとともに、多くの文化人の作品に影響を与えてきました。

そうした豊かな自然景観を背景に長い歴史や文化の中で形づくられてきた本市の景観を守り、育てて後世に引き継ぎ、市民が誇りと愛着を持ち、快適で活気のあるまちづくりを行うために、景観法を活用した「久留米市景観計画」を策定しました。

「久留米市景観計画」は、「芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ美しいまち 久留米」を計画の理念とし、計画の区域、届出を要する行為等、美しい景観づくりにおける施策の基本的事項を定めたもので、市民・事業者・行政等が一体となって美しい景観づくりに取り組むための共通の指針となる計画です。

本手引きは、久留米市景観計画にて定めた良好な景観を形成するための行為の制限について、届出の手続きに必要な事項や景観形成基準について分かりやすく解説することを目的としています。



1. 手続き編

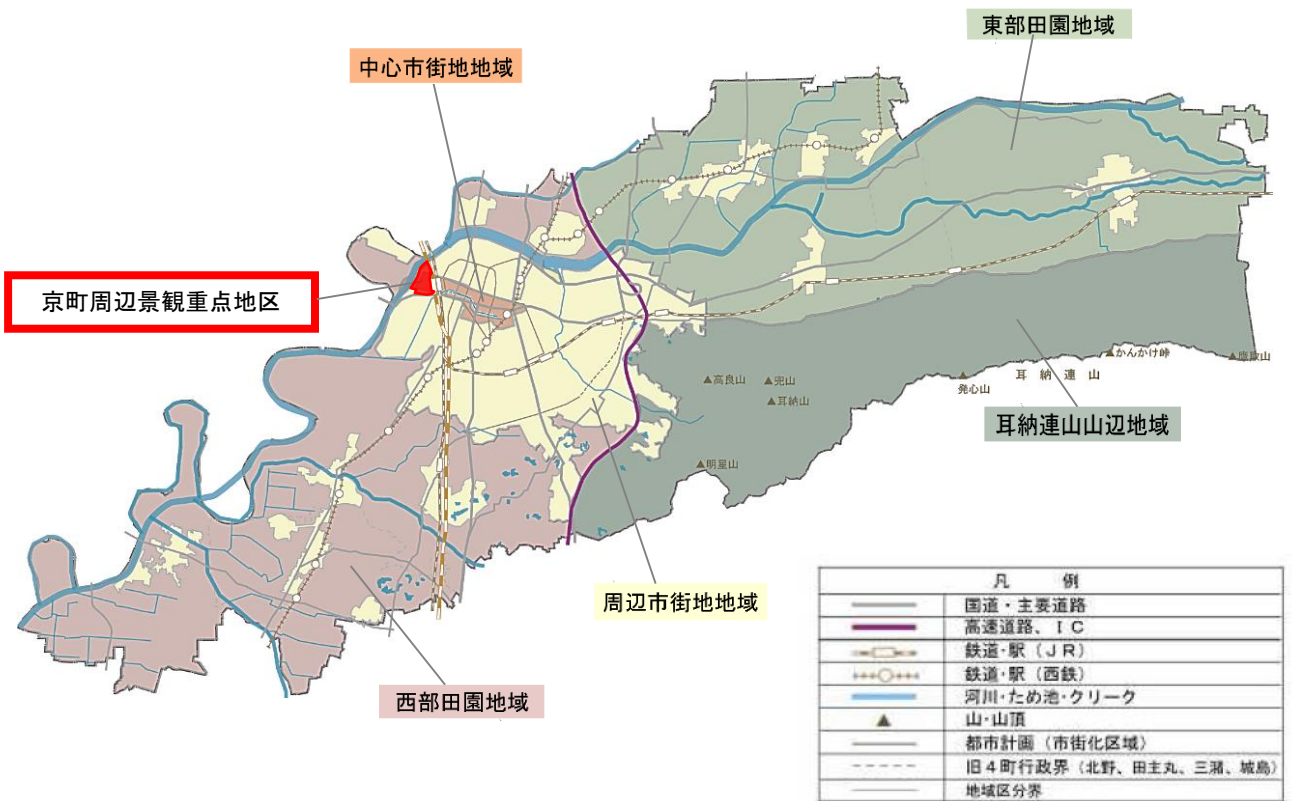
1-(1)届出対象行為

久留米市景観計画の景観計画区域内(市内全域)において、一定規模以上の行為をしようとする場合は、「景観法」及び「久留米市景観条例」の規定に基づき、あらかじめ行為の届出(国の機関又は地方公共団体の場合は通知)が必要となります。

●景観計画区域及び地域区分図

- 景観計画区域は、市域全域とします。
- 地域特性に応じ 6 地域の地域区分を設定します。

地域区分図

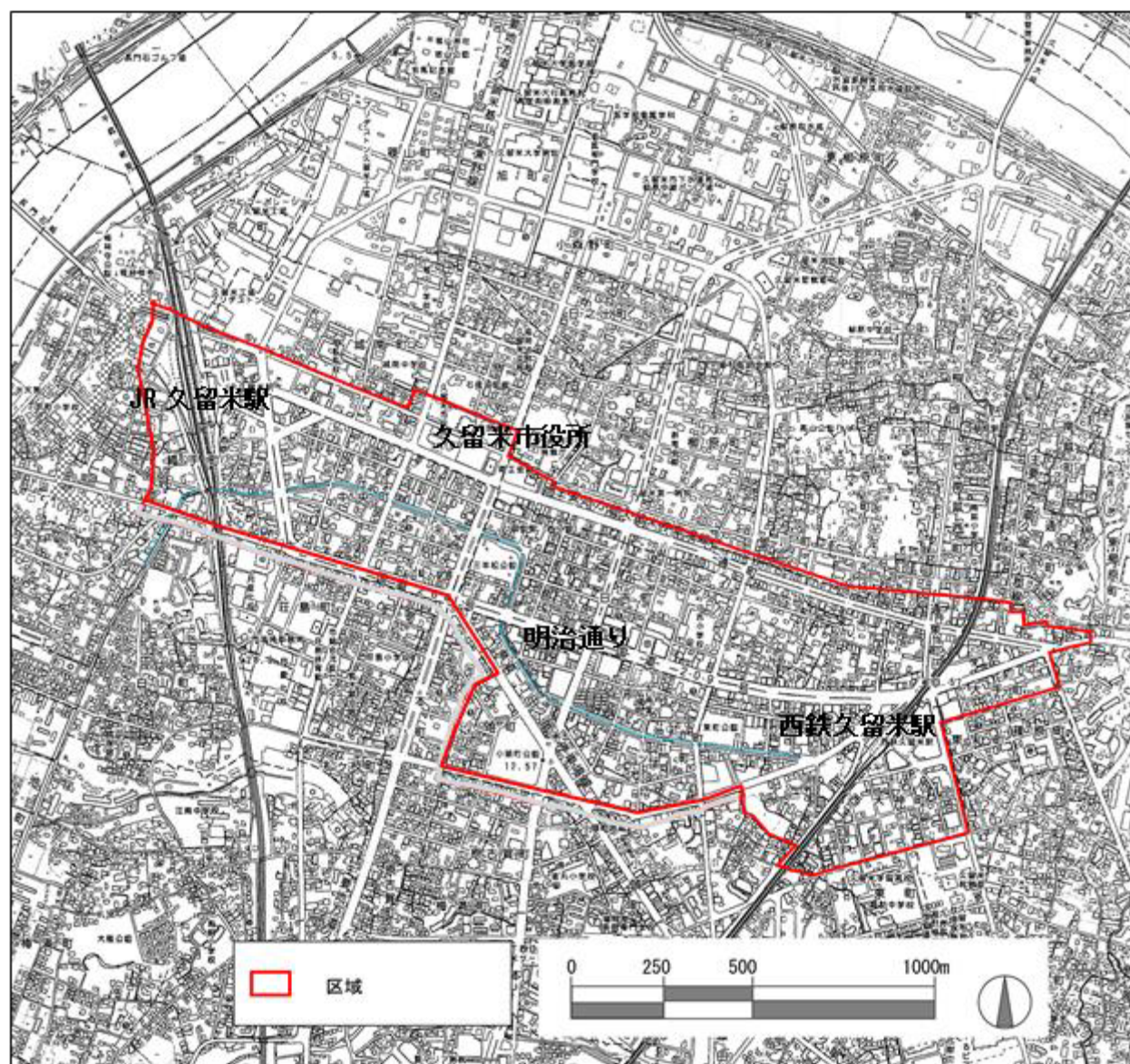


※周辺市街地地域は、都市計画の用途地域を指定している区域の中から中心市街地地域、京町周辺景観重点地区を除いた地域

※東部田園地域と耳納連山山辺地域の境は、主要地方道浮羽草野久留米線とする

※地域区分境の詳細は計画図を参照 (都市計画課で閲覧可能)

□ 中心市街地地域



①届出の対象行為

【届出対象建築物(景観法第16条第1項第1号)】

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域 東部田園地域 西部田園地域	高さ10m以上または、 延床面積500㎡以上
市街地部	中心市街地地域 周辺市街地地域	高さ12m以上または、 延床面積500㎡以上

【届出対象工作物(景観法第16条第1項第2号)】

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域 東部田園地域 西部田園地域	高さ10m以上
市街地部	中心市街地地域 周辺市街地地域	高さ12m以上

※景観重点地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を保全する区域、その他景観上重要な地区を除き、高さ15m未満の無彩色の電柱(携帯電話基地局を含む)は届出対象外となります。

【用語の解説】

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」

工作物：煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫、鉄塔、風力発電施設、橋梁、道路付属物、河川管理施設、公園施設、サイン、その他公共の用に供する施設等

高さ：建築基準法施行令第2条第6項に規定する「建築物の高さ」
工作物もこれに準ずる。

延床面積：敷地全体における建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計

新築：建築物の存しない敷地(更地)に建築物を造ること
工作物もこれに準ずる。

増築：1の敷地内にある既存の建築物の延床面積又は高さを増加させること。
工作物もこれに準ずる。

- 改 築：建築物の全部又は一部を除去し、若しくはこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。なお、著しく異なる場合は、新築又は増築扱いとなる。工作物もこれに準ずる。
- 移 転：同一敷地内で建築物を移動すること。なお、他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。工作物もこれに準ずる。
- 修 繕：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。工作物もこれに準ずる。
- 模 様 替：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事をいう。例えば、木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事など。

【都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項3号)】

○届出対象

市街化区域：開発区域面積 1,000 m²以上
その他の区域：開発区域面積 3,000 m²以上

【土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更(条例第7条第1項第1号)】

○届出対象

市街化区域：区域面積 1,000 m²以上
その他の区域：区域面積 3,000 m²以上 ただし、自然公園法の許可・届出対象を除く。

【夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明(条例第7条第1項2号)】

○届出対象

届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明

②届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出又は通知は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表します。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1項第1号）
 - ・仮設の工作物の建設等（令第8条第1項第2号）
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第8条第1項第4号イ）
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第8条第4号ハ（3））
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為（法第16条第7項第3号）
- 景観計画に法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為（法第16条第7項第4号）
- 景観重要公共施設について、法第8条第2項第4号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為（法第16条第7項第5号）
- 久留米市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）

開発行為等の取扱いについて

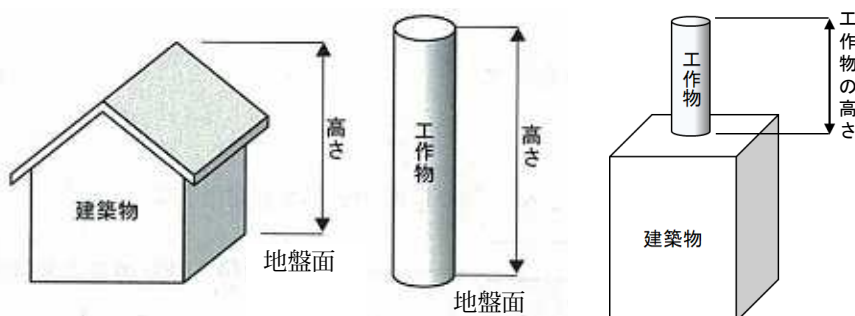
平成23年4月1日以降、隣接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供し、かつ2年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（久留米市）」に準じ、一体の開発行為として扱います。

行為の合計面積が届出対象規模となった時点で届出が必要となります。

「土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更」も同様の扱いとします。

③届出対象行為の解説

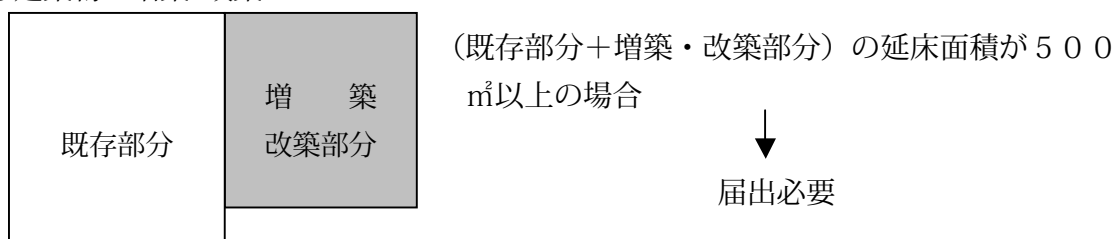
○ 建築物又は工作物の高さ



地盤面から建築物又は工作物の上端までの最高の高さとしします。また、建築物と一体的でない工作物を建築物屋上に設置する場合、工作物のみの高さとしします。ただし、避雷針等の軽微なものは除かれます。

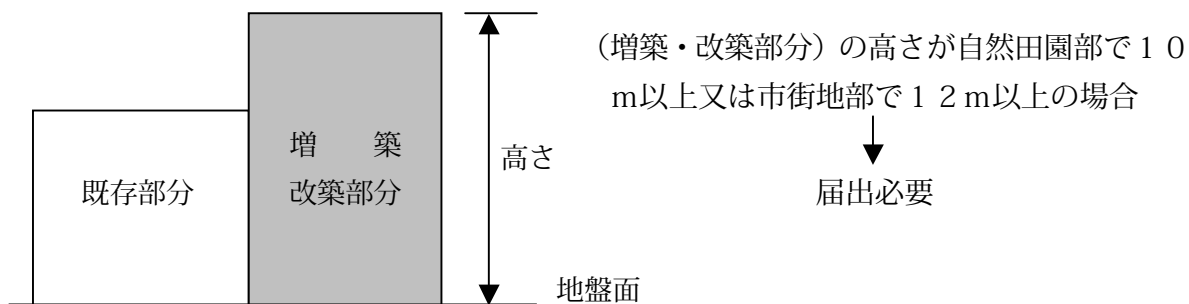
※地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面を地盤面とする。

○建築物の増築・改築



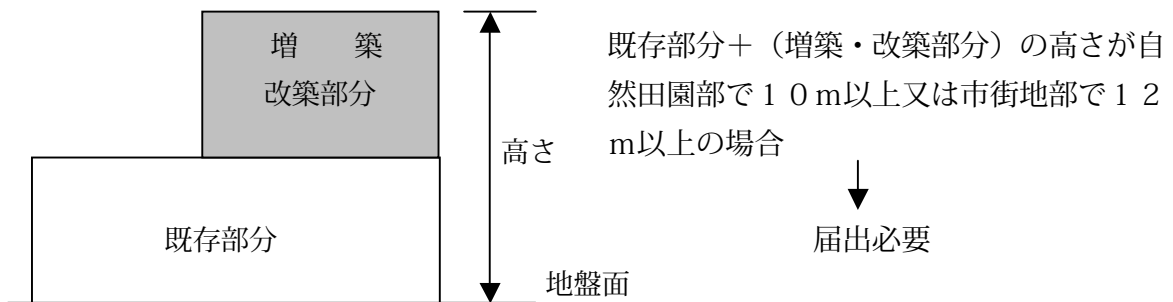
※既存部分が平成23年4月1日以前に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、増築部分にのみ適用。既存部分が平成23年4月1日以降に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、既存部分と増築部分に適用

- 例) 既存部分600㎡+増築部分200㎡=延床面積800㎡ \geq 500㎡→届出対象
 既存部分400㎡+増築部分200㎡=延床面積600㎡ \geq 500㎡→届出対象
 既存部分400㎡+増築部分50㎡ =延床面積450㎡ \leq 500㎡→届出対象外



既存建築物の横に増築・改築する場合

※既存部分が平成23年4月1日以前に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、増築部分にのみ適用。既存部分が平成23年4月1日以降に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、既存部分と増築部分に適用



既存建築物の上部に増築・改築する場合

※既存部分が平成23年4月1日以前に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、増築部分にのみ適用。既存部分が平成23年4月1日以降に建築された場合は、景観計画の景観形成基準は、既存部分と増築部分に適用

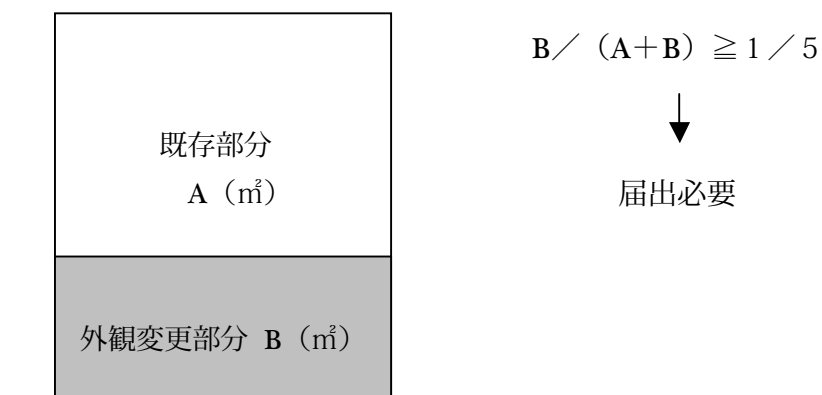
○建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模以上の建築物・工作物で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる部分の見付け面積が、各壁面の見付け面積の1/5以上の場合に届出が必要です。

【届出対象規模の建築物・工作物】

自然田園部：延床面積が500㎡以上又は高さ10m以上となる建築物・工作物

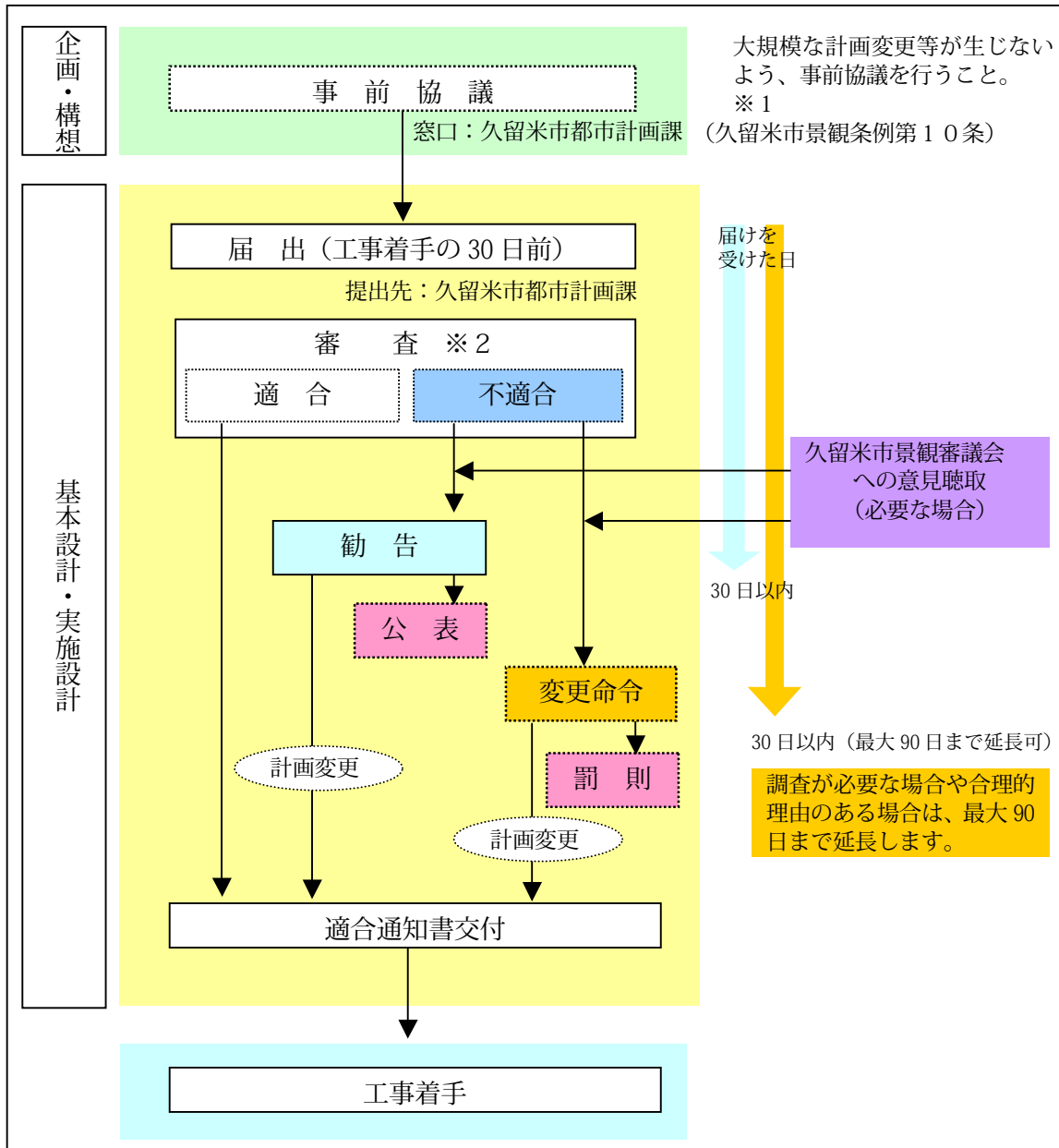
市街地部：延床面積が500㎡以上又は高さ12m以上となる建築物・工作物



※景観計画の基準は、外観変更部分にのみ適用

1 - (2) 届出手続きの流れ

①届出の場合



●行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、景観法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることもあります。

※1 他法令による許認可等を受ける以前に出来る限り事前相談を行ってください。

※2 景観計画に定める景観形成基準に適合しているかどうかを審査します。

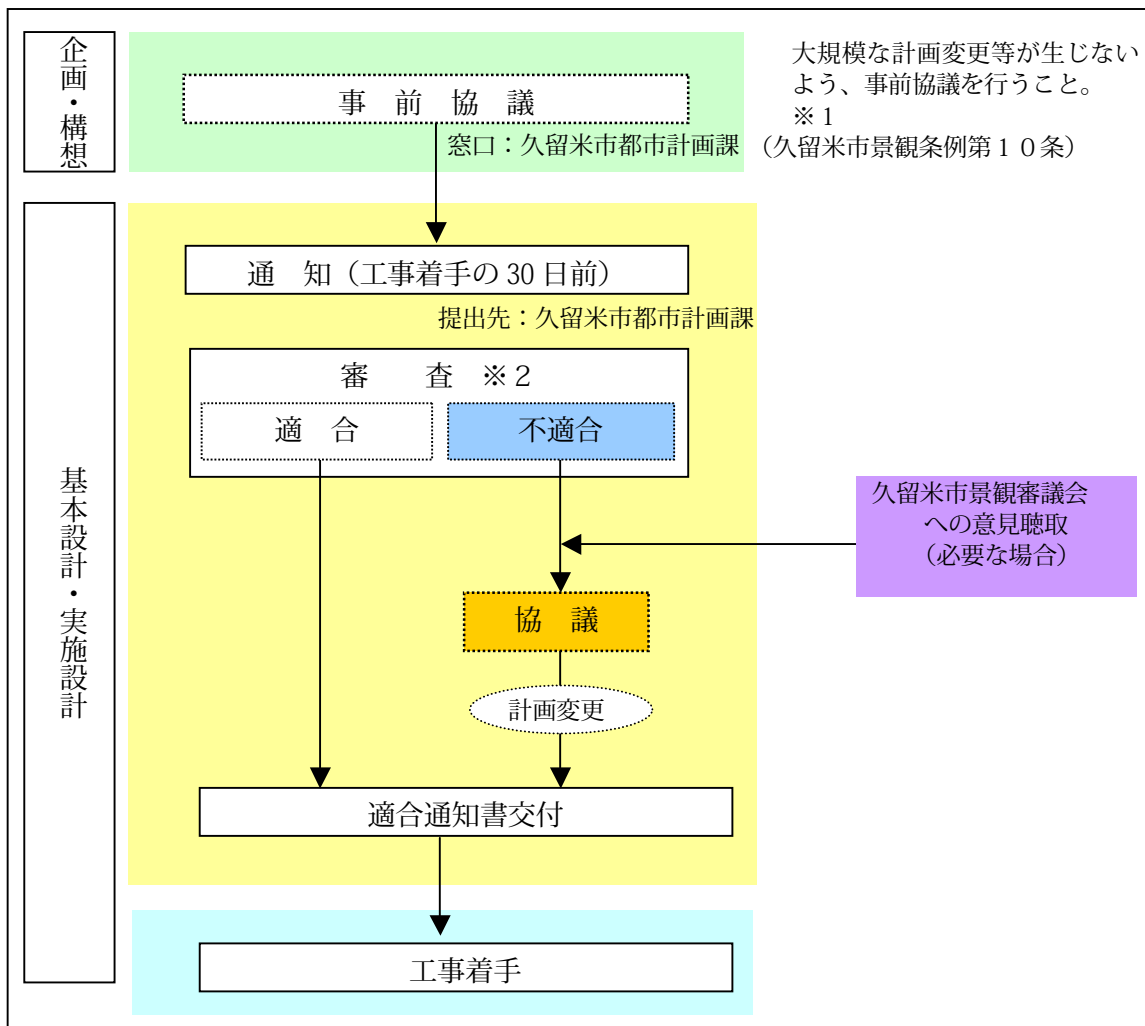
【行為の着手の制限について】

- ・行為の届出をした者は、久留米市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。

(景観法第18条第1項)

- ・実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90日まで延長することがあります。
- ・届出をしてから30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。

②通知の場合(行為者が国の機関又は地方公共団体の場合)



※1 他法令による許認可等を受ける以前に出来る限り事前相談を行ってください。

※2 景観計画に定める景観形成基準に適合しているかどうかを審査します。

1 - (3) 届出に必要な図書

①届出に必要な図書

○建築物の建築等・工作物の建設等(提出部数 正副2部)

図書の種類		記載内容	備考	
行為の届出書	様式第1号 景観条例施行規則 による様式		通知の場合は、 行為の通知書 様式第2号	
景観法施行規則第1条第2項の規定による添付書類	位置図	敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 目標となる地物 3. 行為の位置	縮尺 1/2500 以上
	配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置および外構緑化・植栽を表示する図面	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物の位置及び既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 外構施設の位置、形状、材料、高さ 6. 植栽の位置、種類 7. 現況写真の撮影位置	縮尺 1/100 以上
	平面図	延床面積等の確認できる図面	1. 各階平面図 2. 建築面積・延床面積の面積表及び算定図	縮尺 1/100 以上
	立面図	彩色が施された立面図(4面)	1. 各面の寸法・方位 2. 壁面及び屋根の仕上げ材の材料、色彩 3. 開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状	縮尺 1/100 以上 色彩はマンセル値で記載
	現況写真	敷地及び周辺状況を示す写真		カラー写真2枚以上(カラーコピー可)
	その他参考図書	行為後のシュミレーション等(必要に応じて)		
参考図書	景観形成基準チェックシート	景観形成基準への対応		

※図面の縮尺については、市と協議のうえ、景観形成基準への対応内容が確認出来る場合は、変更することが出来ます。

○開発行為・土地の形質の変更等(提出部数 正副2部)

図書の種類		記載内容	備考
行為の届出書	様式第1号 景観条例施行規則 による様式		通知の場合は、 行為の通知書 様式第2号
景観法施行規則第1条第2項の規定による添付書類	位置図	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 目標となる地物 3. 行為の位置 縮尺 1/2500 以上
	現況図	区域内及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の状況、地形 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 現況写真の撮影位置 縮尺 1/200 以上
その他参考図書	計画図	設計図又は施工方法を明らかにする図面	1. 方位 2. 行為の前後の断面図 3. 設置する施設等の位置、種類、規模 4. 植栽等の位置、種類、規模 縮尺 1/200 以上
	現況写真	敷地及び周辺状況を示す写真	カラー写真2枚以上(カラーコピー可)
参考図書	景観形成基準チェックシート	景観形成基準への対応	

※図面の縮尺については、市と協議のうえ、景観形成基準への対応内容が確認出来る場合は、変更することが出来ます。

○建築物又は工作物の外観について行う照明 (提出部数 正副2部)

図書の種類		記載内容	備考
行為の届出書	様式第1号 景観条例施行規則 による様式		通知の場合は、 行為の通知書 様式第2号
景観法 施行規則 第1条第2項 の規定による 添付書類	位置図	敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 目標となる地物 3. 行為の位置 縮尺 1/2500 以上
	配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物の位置及び既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 外観照明を設置する位置、照射方法、照射の種類 6. 現況写真の撮影位置 縮尺 1/100 以上
	平面図	延床面積が確認できる図面	1. 各階平面図 2. 建築面積・延床面積の面積表及び算定図 縮尺 1/100 以上
	立面図	外観照明を設置する面の立面図	1. 各面の寸法・方位 2. 照射位置、照射方法、照明の種類 3. 壁面及び屋根の仕上げ材の材料 4. 開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 縮尺 1/100 以上
	現況写真	敷地及び周辺状況を示す写真	カラー写真2枚以上 (カラーコピー可)
	その他参考図書	行為後のシュミレーション等 (必要に応じて)	
参考図書	景観形成基準チェックシート	景観形成基準への対応	

※図面の縮尺については、市と協議のうえ、景観形成基準への対応内容が確認出来る場合は、変更することが出来ます。

②様式及び記入例

第1号様式（第4条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の届出書		
久留米市長 あて <div style="text-align: center;"> 届出者 住所 氏名 電話番号 </div> <p style="text-align: center;">景観法第16条（第1項・第2項）の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。</p>		年 月 日
行為の場所	地名・地番	久留米市 町 番地
	地域の別	<input type="checkbox"/> 耳納連山山辺地域 <input type="checkbox"/> 東部田園地域 <input type="checkbox"/> 西部田園地域 <input type="checkbox"/> 周辺市街地地域 <input type="checkbox"/> 中心市街地地域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	

（注1）該当の□内にチェックしてください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法					
□建築物	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
高さ		m	m	m	
	全体見付面積	m ²	m ²	m ²	
□工作物	種類又は用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		高さ	m	m	m
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更等	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の採取 □その他 ()				
	土地の形質変更の面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法 ()				
景観形成のために特に配慮した事項					

第1号様式（第4条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の届出書	
〇〇年 〇月 〇日	
久留米市長 あて	
届出者	
住所 〇〇市〇〇町123-45	
氏名 株式会社〇〇〇〇	
代表取締役 〇〇 〇〇	
電話番号 0123-45-6789	
景観法第16条（第1項・第2項）の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。	
行為の場所	地名・地番 久留米市 〇〇町 123番地
	地域の別 <input type="checkbox"/> 耳納連山山辺地域 <input type="checkbox"/> 東部田園地域 <input type="checkbox"/> 西部田園地域 <input type="checkbox"/> 周辺市街地地域 <input checked="" type="checkbox"/> 中心市街地地域
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明
行為の期間	着手予定 〇〇年 〇月 〇日 完了予定 〇〇年 〇月 〇日
変更の場合	変更箇所
	変更内容

着手予定は、届出提出日より30日以降とする。

（注1）該当の□内にチェックしてください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法					
■建築物	用途 (飲食店及び共同住宅)				
	■新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	1234.56 m ²	m ²	1234.56 m ²
高さ		23.45m	m	23.45m	
	全体見付面積	m ²	m ²	m ²	
□工作物	種類又は用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		高さ	m	m	m
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
■開発行為	開発区域の面積 6789.12 m ²				
□土地の形質の変更等	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の採取 □その他 ()				
	土地の形質変更の面積 m ²				
■外観について行う照明	■建築物について行う照明	建築物の高さ	23.45m		
		建築物の延床面積	1234.56 m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法 (外壁正面に 10 箇所のハロゲンランプを設置)				
景観形成のために特に配慮した事項	①色彩は、周辺の建築物等との調和に配慮して〇〇色とする。 ②屋外設備については、建物全体との調和に配慮する。 ③敷地周囲やオープンスペースには緑化を行う。				

全体見付面積は、外観変更（修繕・模様替・色彩変更）の場合に記入

第2号様式（第4条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の通知書		
		年 月 日
<p>久留米市長 へ</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 電話番号</p> <p>景観法第16条第5項の規定により、関係書類を添付して次のとおり通知します。</p>		
行為の場所	地名・地番	久留米市 町 番地
	地域の別	<input type="checkbox"/> 耳納連山山辺地域 <input type="checkbox"/> 東部田園地域 <input type="checkbox"/> 西部田園地域 <input type="checkbox"/> 周辺市街地地域 <input type="checkbox"/> 中心市街地地域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法					
□建築物	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
高さ		m	m	m	
	全体見付面積	m ²	m ²	m ²	
□工作物	種類又は用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替え □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		高さ	m	m	m
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更等	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の採取 □その他 ()				
	土地の形質変更の面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法 ()				
景観形成のために特に配慮した事項					

2. 景観形成基準の解説編

2- (1) 景観形成基準

①景観形成基準

□建築物・工作物の景観形成基準

21 ページの地域区分毎の景観形成基準参照

□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の景観形成基準

・長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること

<法面>

・出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。

<擁壁>

・構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。

□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更の景観形成基準

- ・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。
- ・長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること
- ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。

□夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の景観形成基準

- ・自然・田園部でライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。
- ・周辺市街地地域でライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。
- ・中心市街地地域でライトアップ等を行う場合は、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。

□建築物・工作物の行為の景観形成基準

※景観重点地区の景観形成基準については別冊「京町周辺景観重点地区ガイドライン」に掲載

		自然・田園部			市街地部	
地域区分	耳納連山山辺地域	東部田園地域	西部田園地域	中心市街地地域	周辺市街地地域	
建築物・工作物の景観形成基準	位置（配置）	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 			<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。 また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。
		—	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 	—		
建築物・工作物の景観形成基準	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 			—	<ul style="list-style-type: none"> 田主丸地域については、JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。
		<ul style="list-style-type: none"> 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。 	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。 商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。 商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。 敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構のデザインに配慮すること。 	—
		—	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）は彩度6を、YR系（黄赤系）、Y系（黄系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）は彩度6を、YR系（黄赤系）、Y系（黄系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の40%程度は、この限りでない。 ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。 		
建築物・工作物の景観形成基準	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。 			—	—
		—	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	緑化・外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> オープンスペースでの緑化に配慮すること。 駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。 塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。
		—	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。 夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。
		—	—	—		

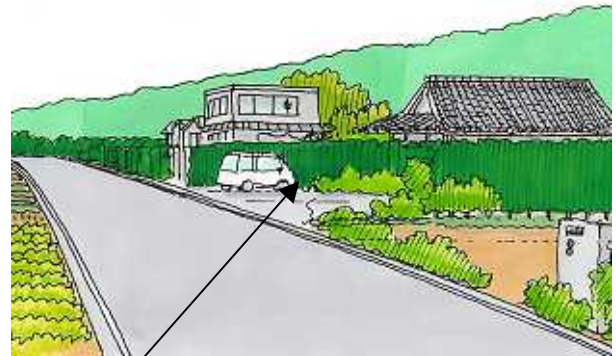
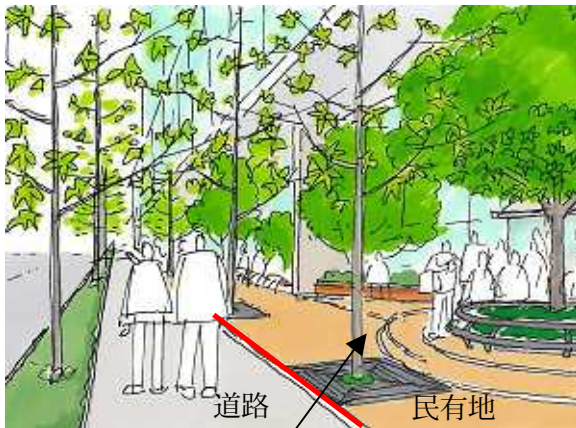
2・(2) 景観形成基準の解説

①位置(配置)

道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。【全域】

【解説】

建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、出来るだけ道路等の公共空間に接する部分はその境界等から後退し、公共空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。そのような「ゆとりある空間」に植栽の設置や道路等と一体となる整備を行いうことで道路等の公共空間にいる人に圧迫感・威圧感を与えない空間を創出します。



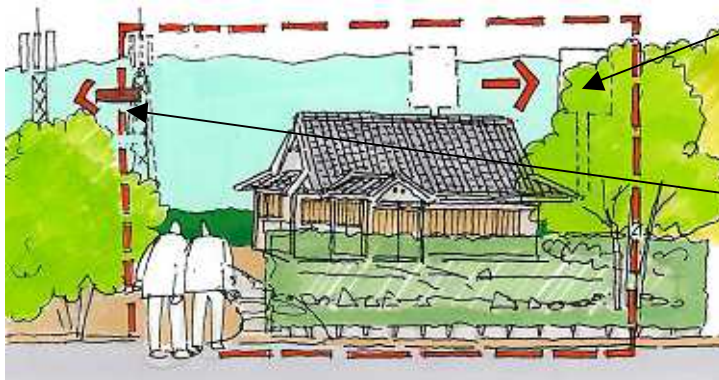
「ゆとりある空間」を確保し、道路等と一体となる整備を実施

「ゆとりある空間」を確保し、植栽を設置

景観重要建築物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないように努めること。【全域】

【解説】

景観重要建築物又は景観重要樹木の指定を行う場合は、その建築物や樹木の眺望がもっとも良い場所を視点場として設定します。建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、その視点場からの眺望を阻害しないように建築物や工作物の位置の配慮や緑化による修景などを行い良好な眺望の保全を行います。



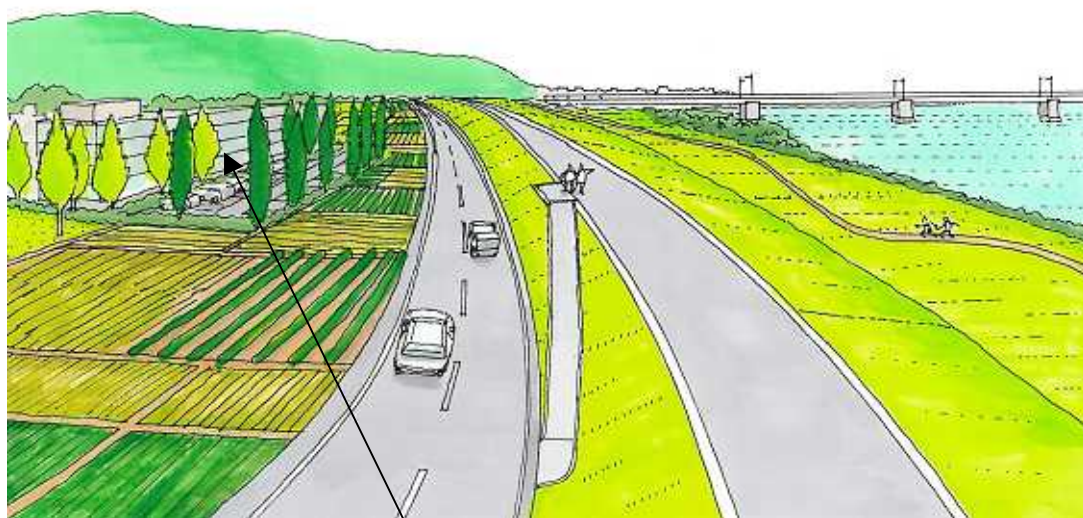
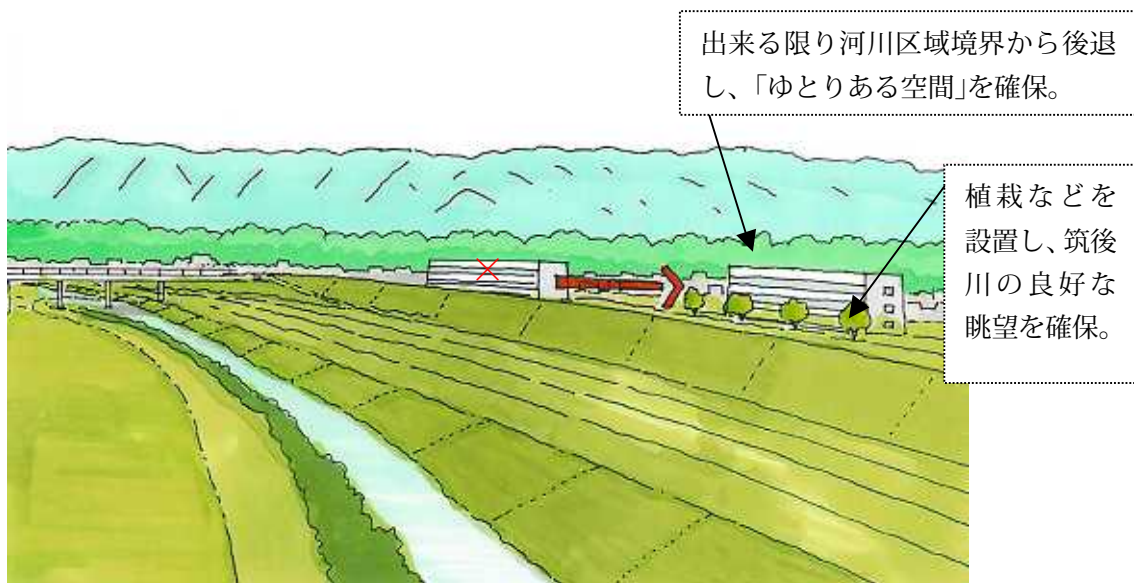
眺望を阻害しないように緑化による修景で視点場からは見えないようにする。

眺望を阻害しないように眺望範囲に入らない位置に建築等を行う。

筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域境界から後退するように配慮すること。【東部田園地域・西部田園地域・周辺市街地地域】

【解説】

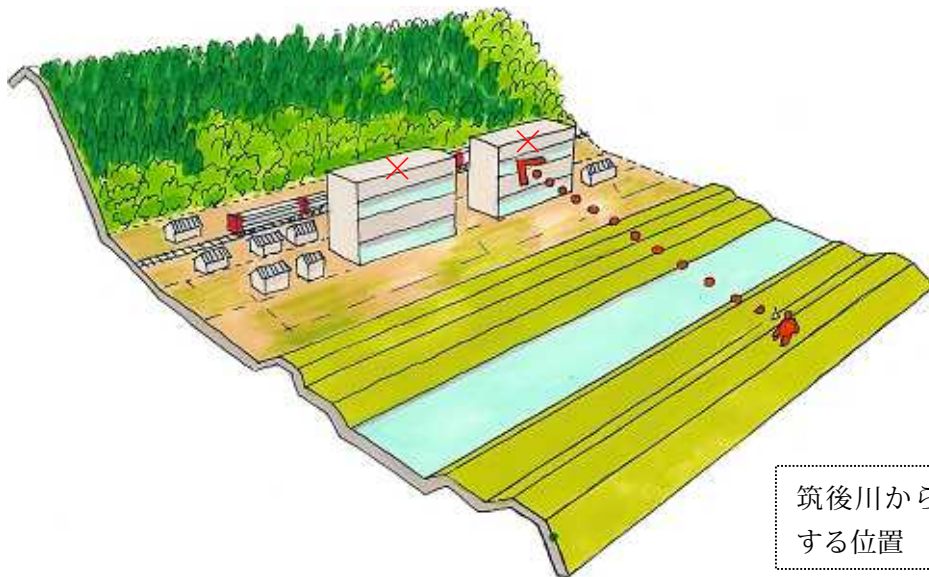
筑後川に面する箇所に建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、筑後川の連続する良好な眺望を確保するために、出来るだけ筑後川の河川区域界から後退し、河川空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。そのような「ゆとりある空間」に植栽の設置などを行うことで、筑後川の連続する良好な眺望を保全します。



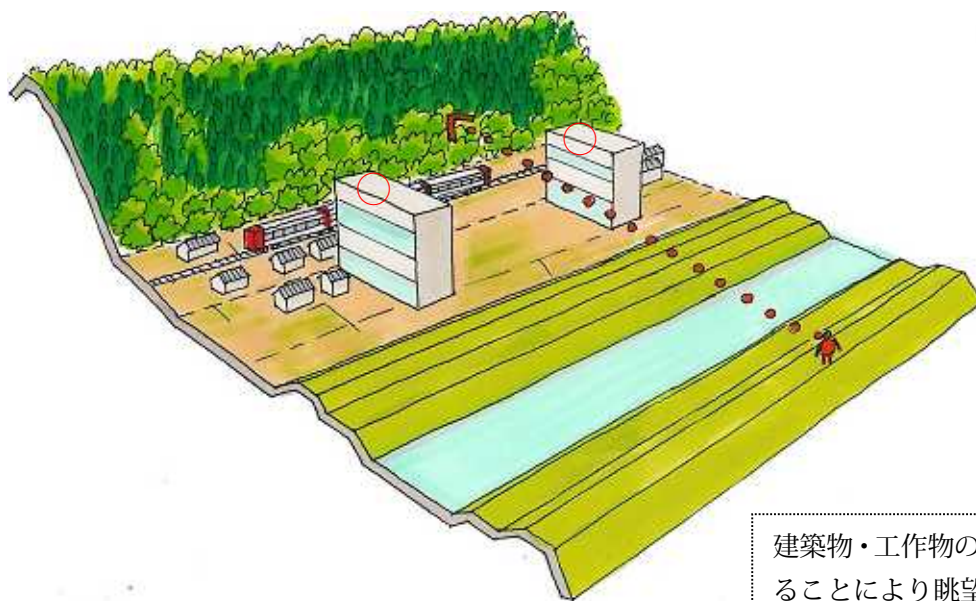
筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。【耳納連山山辺地域・東部田園地域】

【解説】

筑後川沿線に建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、筑後川堤防道路からの良好な眺望を保全できるような建築物や工作物の位置に努め、筑後川と耳納連山の一体となった連続する良好な眺望を保全します。



筑後川からの眺望を阻害する位置



建築物・工作物の位置に配慮することにより眺望を確保

壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。また、高層部は、隣接する建築物との壁面を位置を合わせるよう配慮すること。
【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域において、建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、特に低層部や交差点に接する角地などにおいて、出来るだけ道路等の公共空間に接する部分は、その境界等から後退し、公共空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。

そのような「ゆとりある空間」に道路等の公共空間と一体となる整備を行うことで、道路等の公共空間にいる人に圧迫感・威圧感を与えない空間を創出し、更にカフェテラスやベンチ、植栽等の設置を行い賑わいを演出する空間を創出します。

また、高層部においては、出来る限り隣接する建築物との壁面の位置を合わせ、通りの連続性を確保し、統一感のあるまちなみを創出します。



低層部の壁面後退を行い、道路と一体的な整備を行い、「ゆとりある空間」を創出

高層部の壁面の位置を合わせ、通りの連続性を確保

交差点に接する角地においてオープンスペースを確保し「ゆとりある空間」を創出

②高さ

※風力発電施設については別途基準あり（P21参照）

低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。

【耳納連山山辺地域・東部田園地域・西部田園地域】

筑後川堤防道路から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

【耳納連山山辺地域・東部田園地域】

田主丸地域については、JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

【周辺市街化地域】

【解説】

自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）では、低層の街並みから突出した高さとならないように、高さ 12mを越えないように配慮することとします。また、東部田園地域及び耳納連山山辺地域では、久留米の原風景を守り続けるために、雄大な耳納連山を連続して見ることができ視点場を、筑後川と一体となって眺望できる筑後川右岸堤防と JR 久大本線の車窓とし、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとします。そのために、その眺望を確保する範囲内（高良山から鷹取山）の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高 100m以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高 100mの地点を結ぶラインを越えないこととし、屏風状に連なる山の緑の眺望の連続性を確保します。

※都市計画の見直しに伴い、田主丸地域・城島地域に周辺市街化地域を一部指定した際、田主丸地域については、JR久大本線の車窓から見る耳納連山の眺望を守っていくため、高さの基準を追加しました。（平成30年3月景観計画変更）

（高さの検討フロー）

STEP1：自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）においては、低層のまちなみから突出した高さとならないように高さ 12mを越えないよう配慮する。

12mを越える場合

東部田園地域

耳納連山山辺地域

周辺市街化地域（田主丸地域）

12mを越える場合

西部田園地域

色彩等に配慮し、出来る限り周囲の景観に調和するように配慮を行う。

STEP2：視点場から耳納連山の眺望を確保する範囲内（高良山から鷹取山）の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高 100m以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高 100mの地点を結ぶラインを越えないこととする。

視点場：東部田園地域の筑後川右岸堤防 JR 久大本線の車窓

STEP2 の高さ基準を越える場合

STEP3：景観審議会で協議

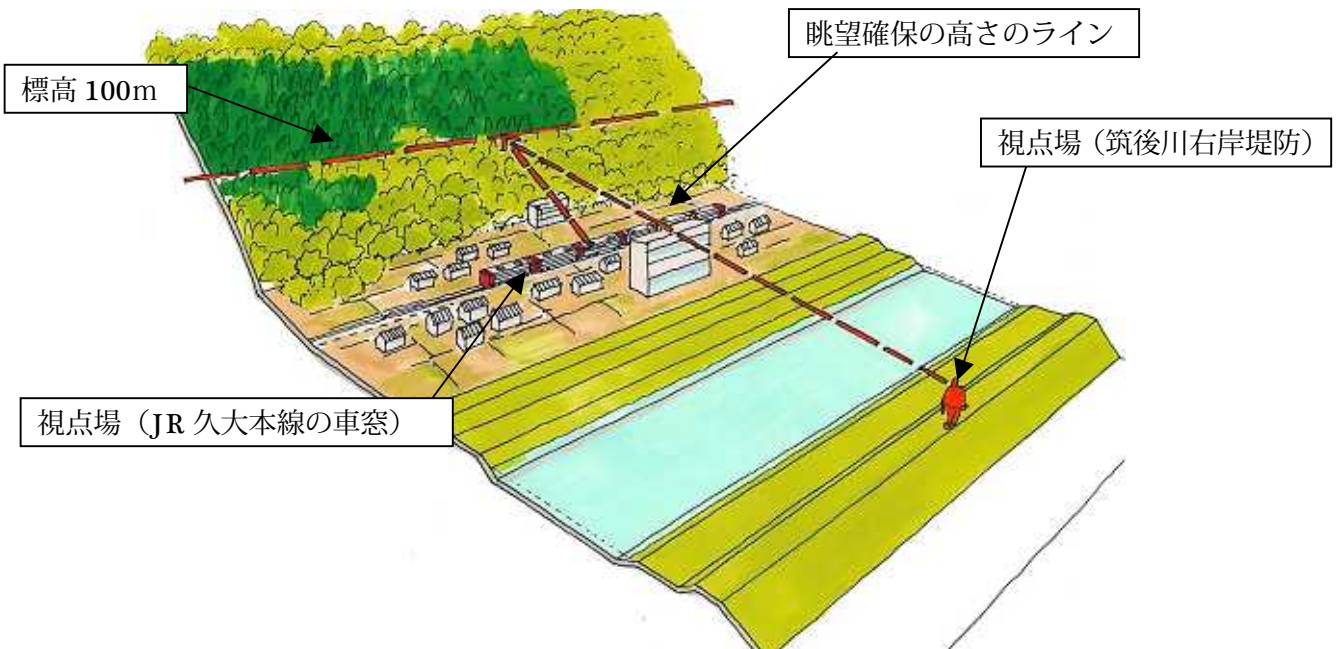
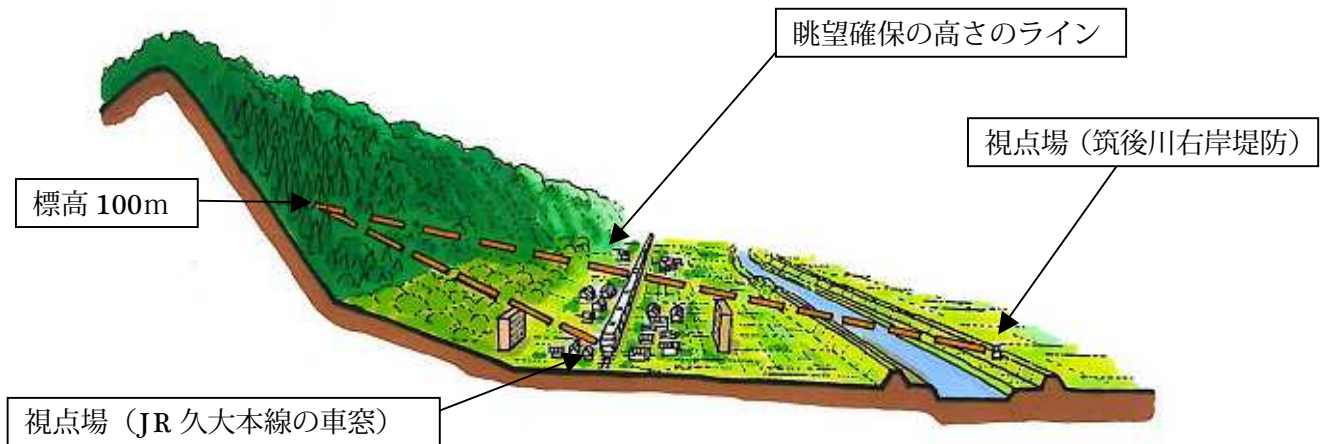
（色彩や緑化等により眺望を保全する措置を行い、良好な眺望を阻害しないものとして景観審議会で認められたものについては、適合通知を交付する。）

(STEP1：低層のまちなみイメージ)



3階建て以下の低層の
まちなみが広がる

(STEP2：眺望確保イメージ)



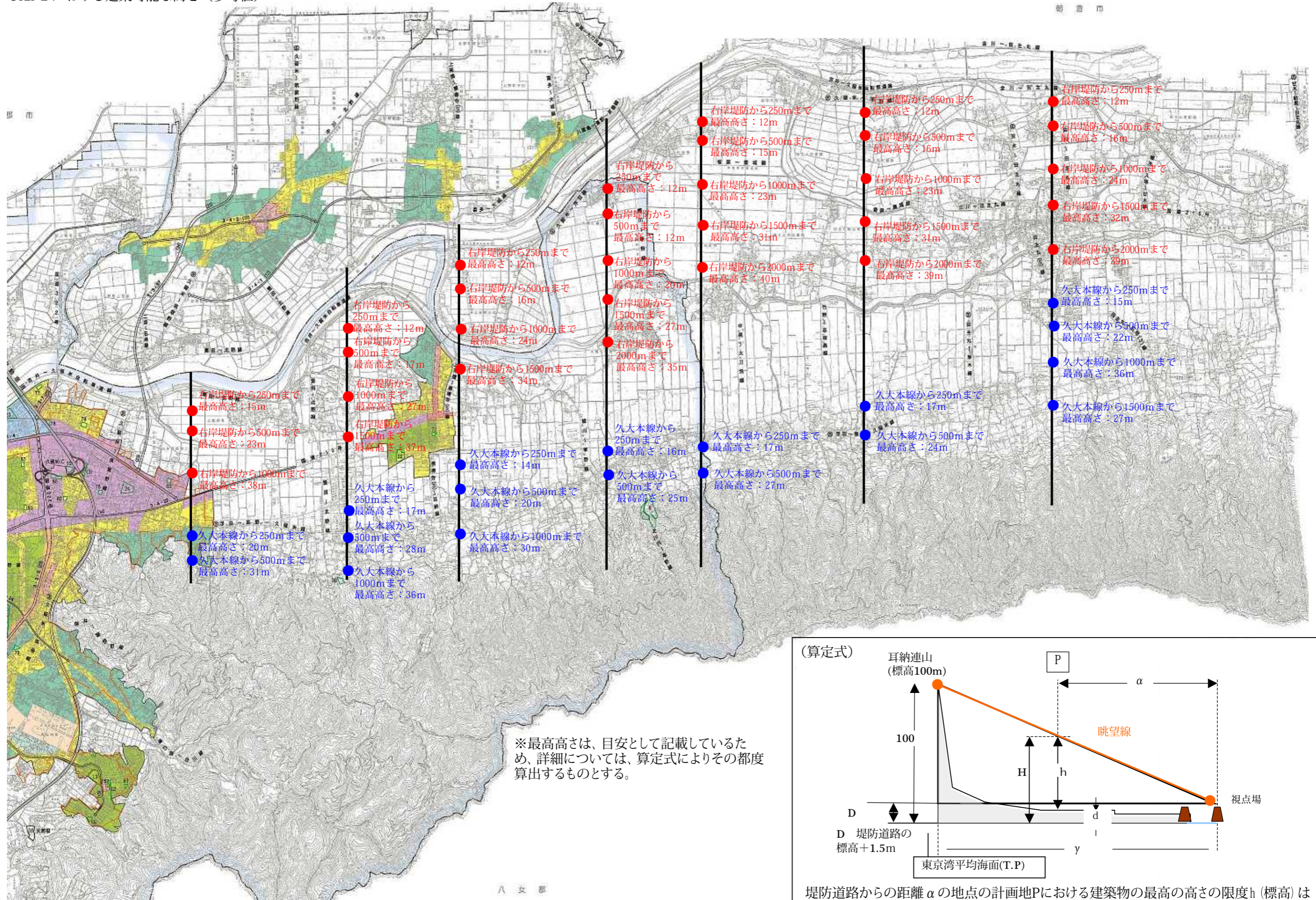


耳納連山の標高 100mのライン
・建築物等の高さは、筑後川右岸堤防上からの視点場と標高 100mのラインを結ぶ線を越えないようにする。

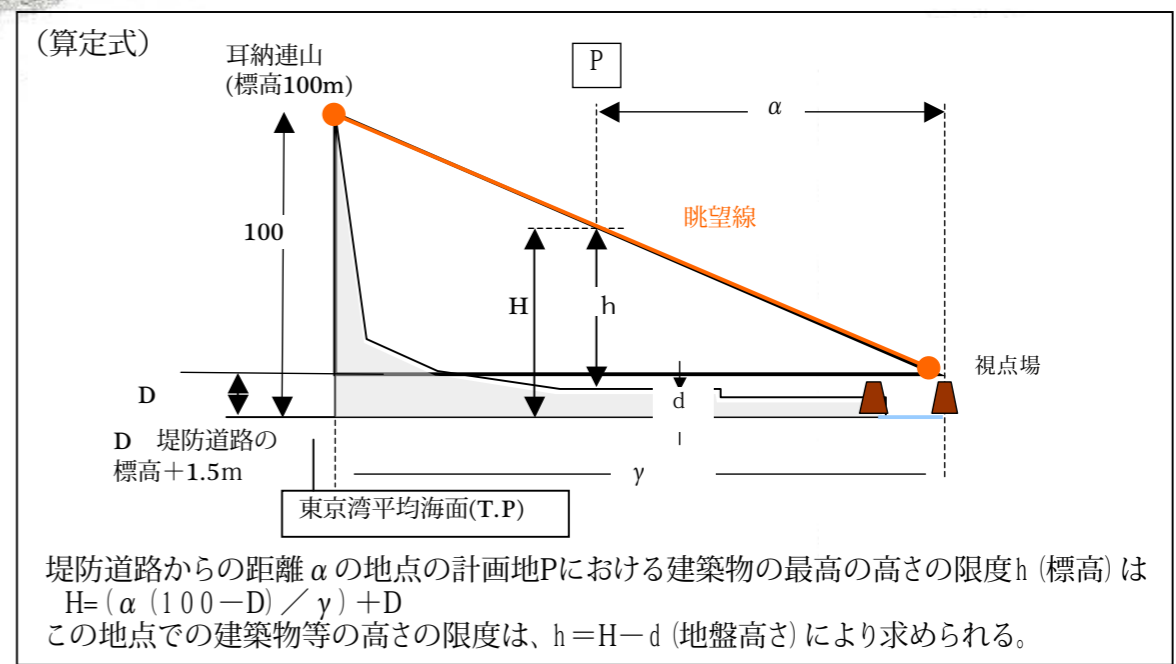
○眺望確保範囲



STEP 2における建築可能な高さ（参考値）



※最高高さは、目安として記載しているため、詳細については、算定式によりその都度算出するものとする。



③形態・意匠

周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないように努めること。

【全域】

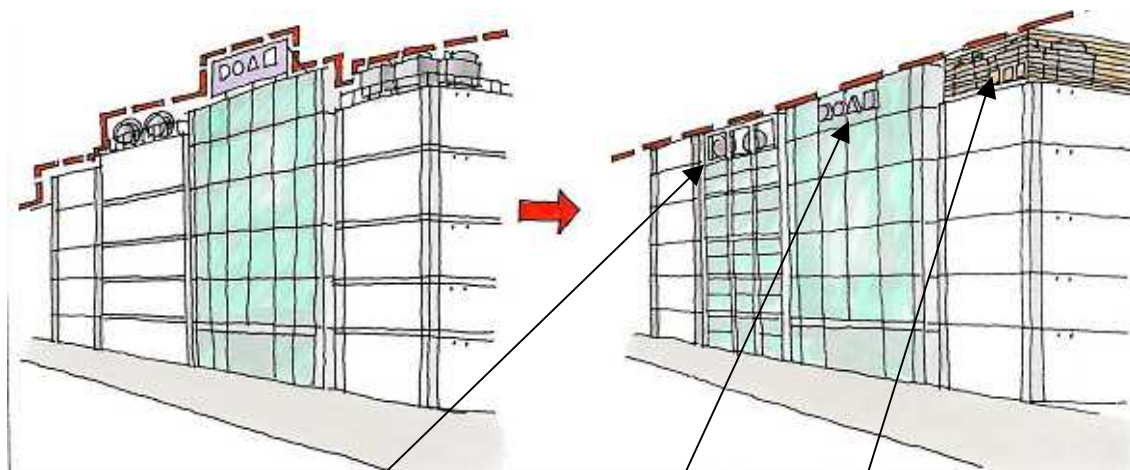
【解説】

建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、まちなみに調和しない奇抜なデザインとならないように努めること。

屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとすることなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。【全域】

【解説】

屋根の形状や屋上に設置される設備機器や塔屋、屋外広告物などは、出来るかぎり建築物と一体的なデザインとすることで、建物全体としてまとまりのある形態とし、統一感のあるスカイラインを創出します。屋上に設置する施設については、出来るかぎり通りから見えない位置に配置したり、壁面を立ち上げたり（パラペット）、ルーバーなどの目隠し措置を講じ、建築物などと一体的なデザインとすることで統一感のあるスカイラインを創出します。



壁面が工夫され塔屋を目立たなくしている

建築物本体と一体的にデザインされた屋外広告物

屋上施設をルーバー等により修景し、建築物と一体的なデザインとする。

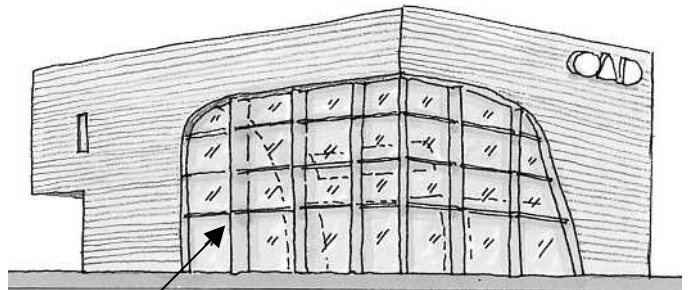
長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。【全域】

【解説】

大規模な建築物の長大な壁面や大面積の壁面は、その壁面の印象が平滑・単調なものとなり圧迫感を与えないように、陰影効果を考慮した表面の形状や素材などの工夫や適度な分節化などを行います。



開口部の意匠や素材を工夫し、壁面を凹凸あるデザインとすることにより陰影効果で圧迫感を軽減



大規模な壁面をガラス面などで分節化することにより、圧迫感を軽減

建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

建築物等の壁面は、商業地としての賑わいを演出する重要な部位である反面、まちなみとしての秩序を創り出す上での重要な部位でもあるため、建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周囲にあった色彩やデザイン、素材などにより周辺の建築物等との調和を図り、連続性のある統一感のあるまちなみを創出します。



ファサードの色彩やデザインを統一し、連続性のあるまちなみを創出。

商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域における商業系施設の低層部は、出来るかぎりショーウィンドウやギャラリー等による店舗内の賑わいや活動がうかがえる形態意匠とし、歩行者に賑わいや楽しさを与える空間を創出します。

また、店先には敷地の規模に応じ適度な「ゆとりある空間」を確保し、利用者がゆっくりと休んだりしながら買い物等ができる憩いの場を創出するためカフェテラスやベンチ等の設置を行い、魅力的な空間演出を図り賑わいを創出します。



壁面後退によるオープンスペースにカフェテラスを設置し、憩いの場を創出

ショーウィンドウによる賑わいの演出

商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域においては、夜間の賑わいの演出も必要であるため、商業系施設のシャッターは、パイプシャッターなどを用い透過性のあるものとし、閉店後の夜間のまちなみにも配慮し、夜間の賑わいの演出を創出します。

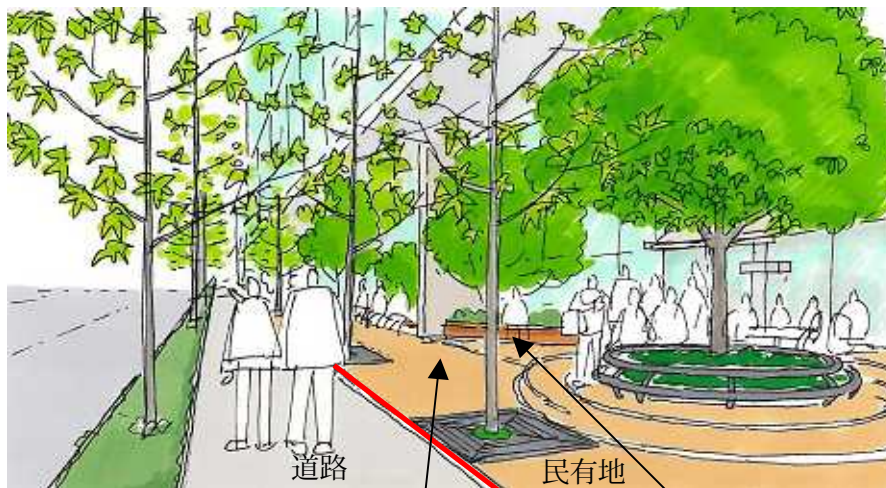


パイプシャッターを設置し、閉店後の夜間の賑わいを演出

敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構デザインに配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域においては、壁面後退などによる敷地内のオープンスペースを魅力的に利用出来るように、オープンスペースでの植栽の設置や憩いの場の創出、道路等の公共施設と一体的な空間の確保など低層部と外構デザインに配慮し、賑わいを創出します。



オープンスペースでの植栽の設置や歩道と一体的な空間の確保を行い、魅力的な空間を創出

外構のデザインを配慮し、植栽帯をベンチのようにしように設置し、魅力ある空間を創出

④色彩

※風力発電施設については別途基準あり（P21参照）

周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。【全域】

【解説】

景観全体を良好にするには、まちなみの色彩に連続性や共通性を持たせるため、周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、多くの建築物等の基調色となっている低彩度の色彩を基調とします。

また、色彩を組み合わせる場合には、類似調和を基本とした統一感のある配色に努めます。

建築物、工作物の色彩検討については、「久留米市色彩ガイドライン」の色彩検討の配慮事項等に基づいた検討に努めてください。

明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。【全域】

【解説】

明度については、周辺のまちなみや自然と調和するように周辺と不調和な極端に明るい色彩や暗い色彩の使用を避けます。また、地域区分ごとに以下の値とすることをおすすめします。

耳納連山山辺地域の明度（おすすめの色）

		外壁（外観）	屋根
暖色系	R系	3以上～7以下	3以上～7以下
	YR系		
	Y系		
その他の色相		3以上～7以下	3以上～7以下
N（無彩色）		3以上～7以下	3以上～7以下

東部田園地域の明度（おすすめの色）

		外壁（外観）	屋根
暖色系	R系	3以上～8以下	3以上～7以下
	YR系		
	Y系		
その他の色相		3以上～8以下	3以上～7以下
N（無彩色）		3以上～8以下	3以上～7以下

西部田園地域の明度（おすすめの色）

		外壁（外観）	屋根
暖色系	R系	3以上～8以下	3以上～8以下
	YR系		
	Y系		
その他の色相		3以上～8以下	3以上～8以下
N（無彩色）		3以上～8以下	3以上～8以下

周辺市街地地域の明度（おすすめの色）

		外壁（外観）	屋根
暖色系	R系	5以上～8以下	4以上～8以下
	YR系	5以上～9以下	
	Y系		
その他の色相		5以上～8以下	4以上～8以下
N（無彩色）		5以上～9以下	4以上～8以下

中心市街地地域の明度（おすすめの色）

		外壁（外観）	屋根
暖色系	R系	3以上～8以下	3以上～8以下
	YR系	3以上～9以下	3以上～9以下
	Y系		
その他の色相		3以上～8以下	3以上～8以下
N（無彩色）		3以上～9以下	3以上～9以下

自然・田園部（耳納連山山辺地域・東部田園地域・西部田園地域）

- ・マンセル値により R系、YR系、Y系は彩度4をGY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。

市街地部（中心市街地地域・周辺市街地地域）

- ・マンセル値により R系は彩度6を、YR系、Y系は彩度4をGY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。

【解説】

彩度については、建築物や工作物等の基調となる色彩について、四季を通じて周辺の自然、田園環境やまちなみと調和した色彩とするため、景観の中でよく目立ち、突出して見える高彩度色の使用を制限します。

彩度については、「久留米市色彩ガイドライン」の基調色・配合色・強調色、色彩に関する行為の制限、地域別のおすすめ色等を参考にして検討してください。

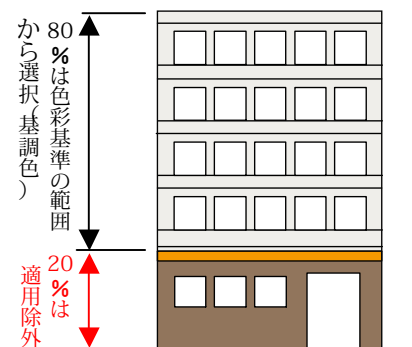
(色彩基準の適用除外)

以下の①～④場合は、久留米市景観計画の色彩基準の適用除外とします。

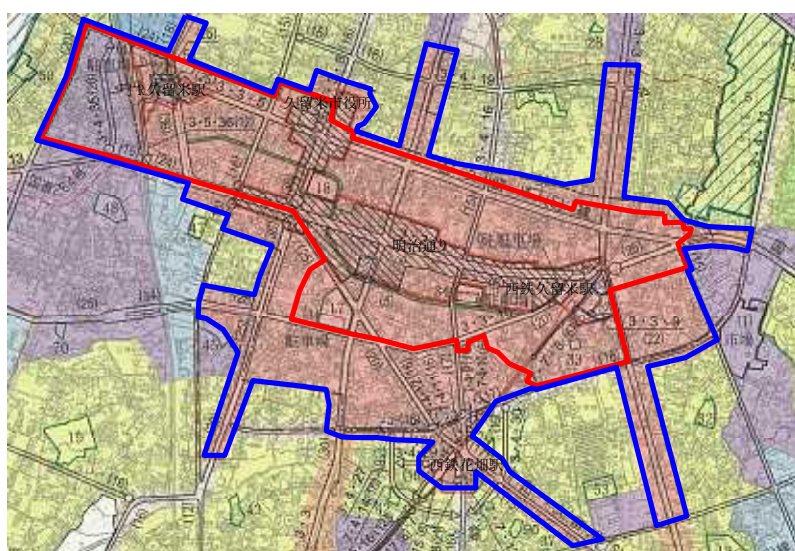
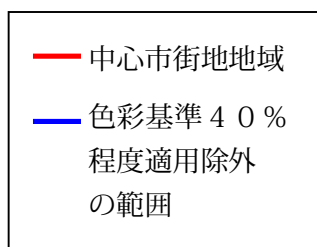
①外壁各面の20%程度まで

建築物等のデザインの自由度を妨げないよう、久留米市景観計画の色彩誘導の範囲は、景観上影響の大きい「基調色」の範囲までとし、色彩基準の適用除外範囲は外壁各面の20%程度までとします。

ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、色彩基準の適用除外範囲は外壁各面の40%程度までとします。



色彩基準40%程度
適用除外の範囲



②周辺の調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色

経年変化により風格ある穏やかな色調に変化する自然素材及び、朱色の欄干や緑青色の屋根など歴史・文化の継承が求められる建築物、工作物等に用いられる伝統的工法の素材の色は適用除外とします。

③久留米市景観審議会の意見等を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合

市全体の良好な景観形成の面から重要な位置づけがなされ、周辺と異なる色彩とすることに市民の理解が得られるようなランドマーク的な建築物、工作物等については、久留米市景観審議会等の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合、適用除外とします。

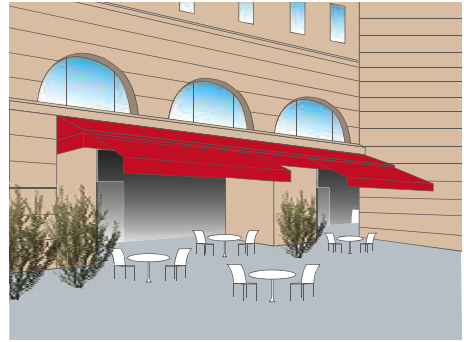
低層部は、アクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。

建築物の低層部は、賑わいを演出するために以下のような配慮を行ったアクセント色の活用を行います。

①建築物のアクセント色は、低層部の外壁の色とのバランスに配慮する。

景観は、何かを背景として対象を見る場合が多く、この時の背景を「地」、対象を「図」といいます。「図」となるアクセント色は、その周りの「地」となる控えめな色との対比によって、美しく効果的に見せることができます。

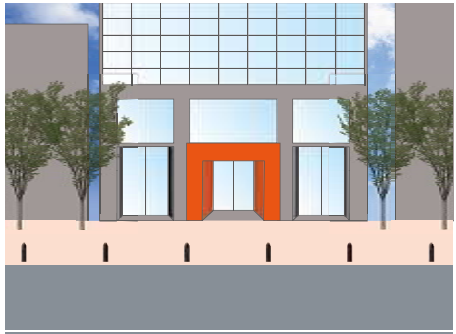
そこで、低層部の外壁の色彩は、穏やかな色彩をベースにした上で、色の面積や彩度の対比に配慮したアクセント色を用いましょう。



落ち着いた色の外壁にアクセント色を用いた例

②建築物の形態や機能に合わせてアクセント色を使用する。

アクセント色は、庇、扉、窓枠、出入口等、建築物の形態や機能に合わせて用いることで、建築物本来の色の一部として感じることができ、形態の中で強調すべきポイントを明確にすることで、違和感のない印象を与えることができます。



出入口の形態に合わせてアクセント色を用いた例

③季節や目的の変化に合わせて変更可能なアクセント色

鮮やかなアクセント色は、最初は印象的に見えても、時間と共に色褪せ、効果が薄れてきます。

賑わいの演出の目的は、季節や毎年恒例のイベントなど、様々なものが考えられ、それにあったアクセント色に変更できるようにすることも賑わいづくりに有効です。

テント、幟（のぼり）、パラソルなど、変更が容易な要素を建築物との関係に配慮しながら、配置すると煩雑感も抑えられ効果的です。



整然と連続させた幟にアクセント色を用いた例

参考（色彩のマンセル表色系について）

私たちは日常で色を赤や青など色名で表現しますが、色名による表現は、人によりイメージする色が異なるため、すべての人が共有できる客観的な尺度(表色系)が必要になります。

そのため、久留米市景観計画では、J I S（日本工業規格）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色を表現します。

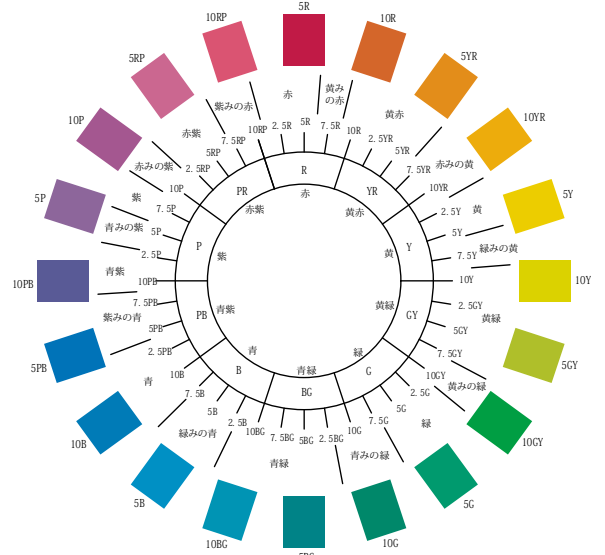
マンセル表色系は1つの色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性（「色の三属性」といいます）を用いて次のように表示します（マンセル値）

色の表示方法		
有彩色の表示例：	ゴアール	ヨンの ジュウ
	$\frac{5}{R}$	$\frac{4}{10}$
	色相	明度 彩度
無彩色の表示例：	エヌ	ゴ
	$\frac{N}{5}$	
	色相	明度

色の三属性

●色相（しきそう）…いろあい

赤、黄、緑、青などの色合いのことを色相といいます。マンセル表色系では、色相を10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、赤紫）に区分し、基本色のアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、BP、RP）の頭文字と各色相の度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Rなどと表現します。



<マンセル色相環図>

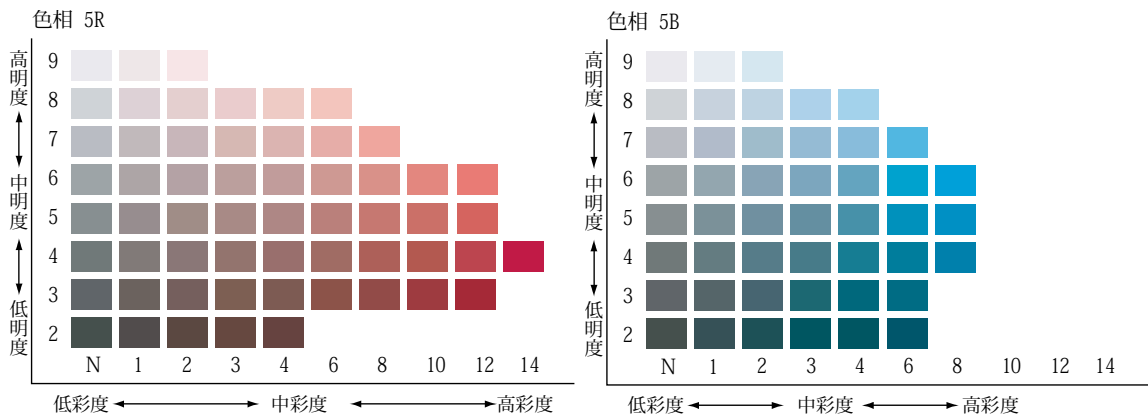
●明度（めいど）…あかるさ

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色（黒）を0、最も明るい色（白）を10とし、その間の明るさが知覚的に等間隔になるように10段階に分割して数値で表記します。

●彩度（さいど）…あざやかさ

色の鮮やかさの度合いを彩度といいます。最も色味のない白、黒、グレーなどの無彩色は彩度0となり、色の鮮やかさが増すにしたがい数値が増えていきます。（数値は概ね0～14の範囲）

色合い（色相）によって、最も鮮やかな彩度値が異なるという特徴があり、最も鮮やかな純色は、赤の場合、彩度14となりますが、青の場合は、彩度8となります。



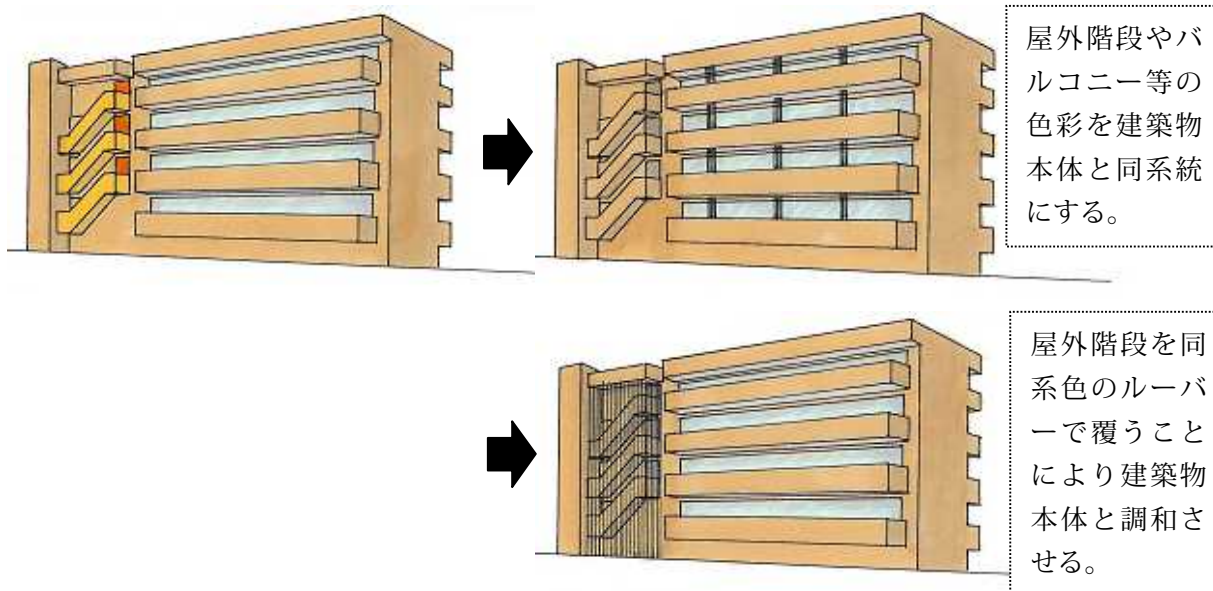
<マンセル表色系の明度-彩度図>

⑤屋外設備等

屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。【全域】

【解説】

屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と同系色にしたり、同系色のルーバーで覆うことなどにより建築物本体との調和に配慮し、統一感のあるデザインとします。

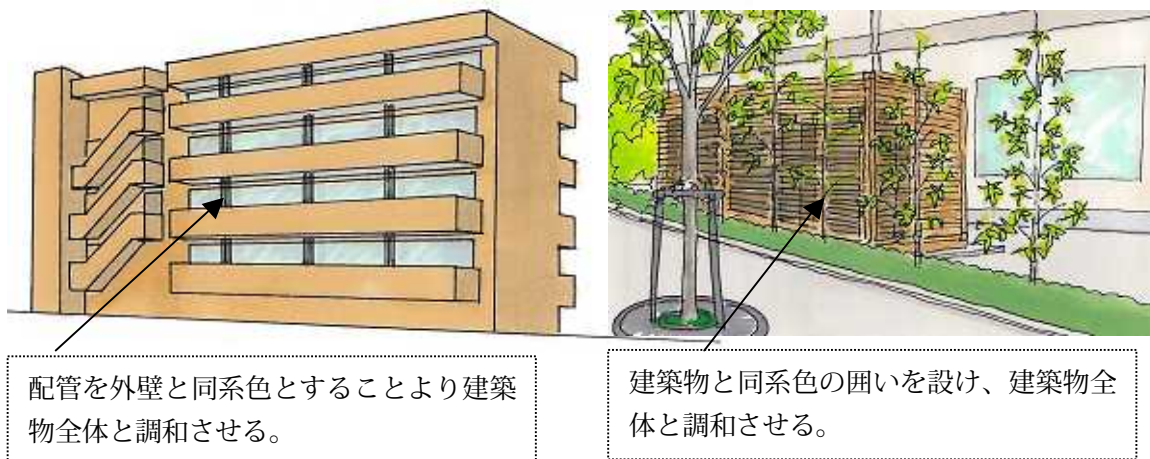


受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。

やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。【全域】

【解説】

受水槽や室外機、配管設備等は、出来るかぎり道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮します。やむを得ず露出する場合は、建築物と調和するような形態や建築物本体と同系色にするなどの配慮や囲いを設けるなどにより建築物全体との調和を考えた修景を行い、建築物全体と調和させます。



⑥緑化・外構

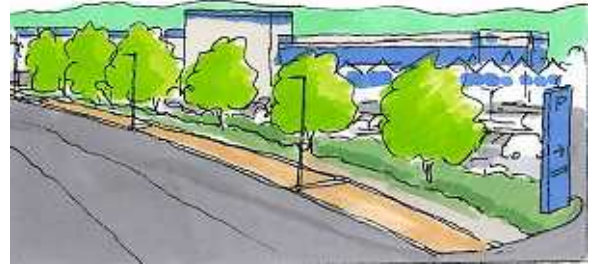
敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。【全域】

【解説】

敷地周囲の自然、田園環境や良好な住環境との調和を図るために、建築物、工作物の敷地周囲は、生垣等の緑化による修景を行い、周辺の環境との調和を図り、潤いある景観を創出します。特に沿道沿いの大型施設等については、連続する塀や柵を設置すると圧迫感を与えるため、出来るかぎり生垣等の緑化に配慮し、潤いある景観を創出します。



敷地周囲に生垣や植栽を設置することにより周辺環境との調和を図る

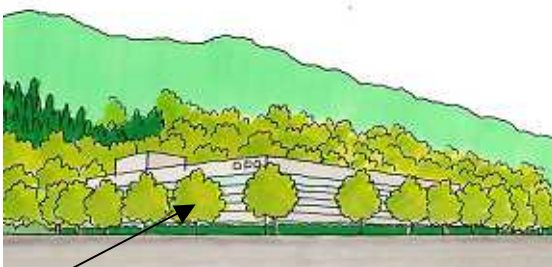


沿道沿いの大型施設等については、連続する植栽を設置し、連続した潤いある景観を創出

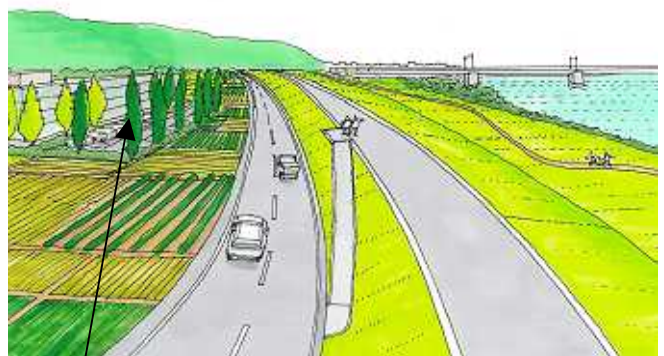
筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。【耳納連山山辺地域・東部田園地域・西部田園地域】

【解説】

本市を代表する雄大な筑後川、屏風のような耳納連山、広大に広がる田園への眺望に配慮し、建築物、工作物の周辺に緑化による修景を行い、良好な眺望の保全を図ります。



耳納連山への眺望に配慮した植栽の設置

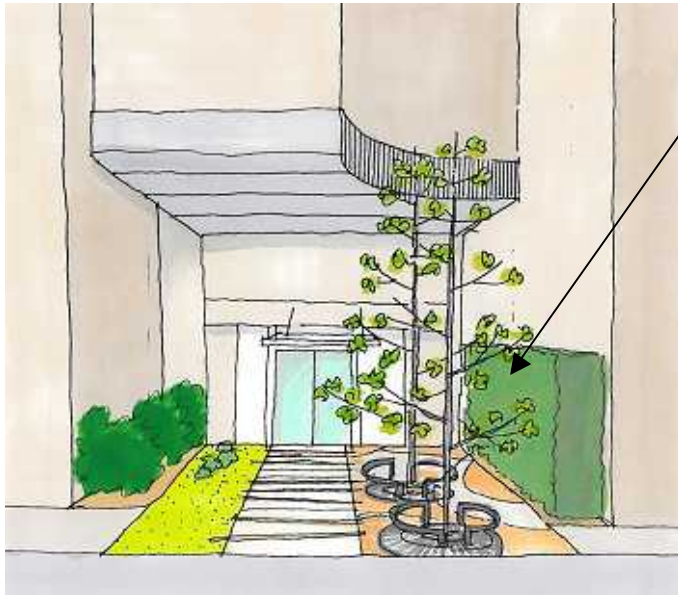


筑後川の眺望に配慮した植栽の設置

オープンスペースでの緑化に配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域における壁面後退などによるオープンスペースには、植栽などによる緑化を図り、魅力ある憩いの空間を創出します。

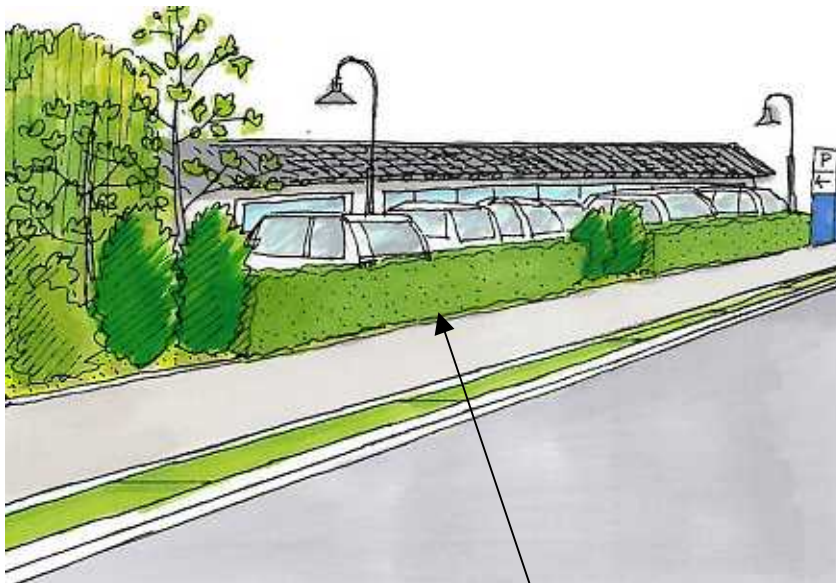


オープンスペースに植栽を設置し、憩いの空間を創出

駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

駐車場を設置する場合には、通りに面する箇所には緑化による修景を行い、通りから駐車場が見えないよう配慮を行い、魅力あるまちなみの連続性の確保を行います。



駐車場の周辺に植栽を設置し、歩行者から駐車場が見えないよう配慮

塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。

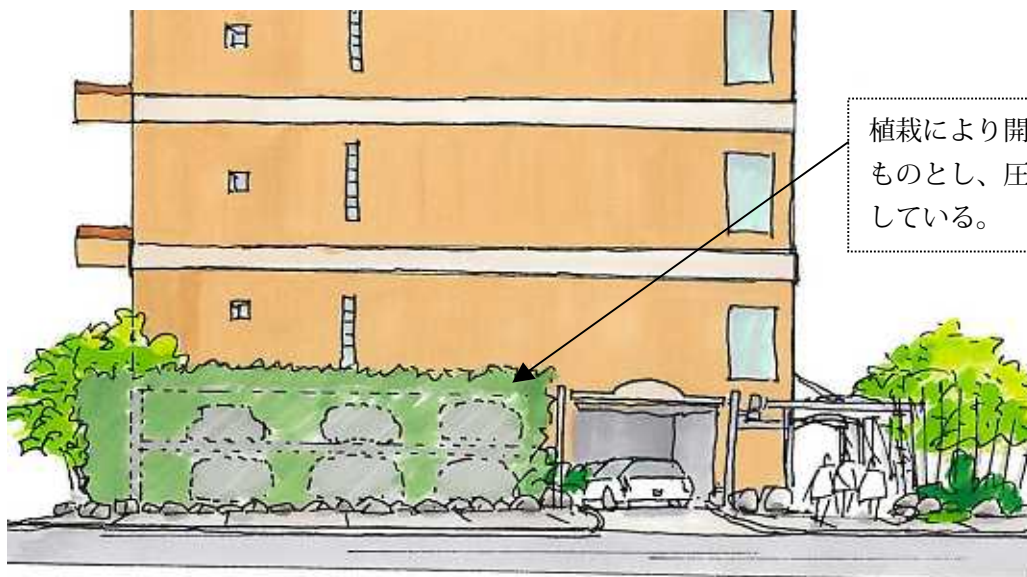
【中心市街地地域】

【解説】

敷地周辺の塀や柵は、ブロック塀などにより閉鎖的にならないように生垣や見通し可能なフェンス、ルーバーなどを使用し、出来る限り開放性のあるものとし、魅力的な開放的な空間を創出します。



植栽により開放性のあるものとし、圧迫感を軽減している。

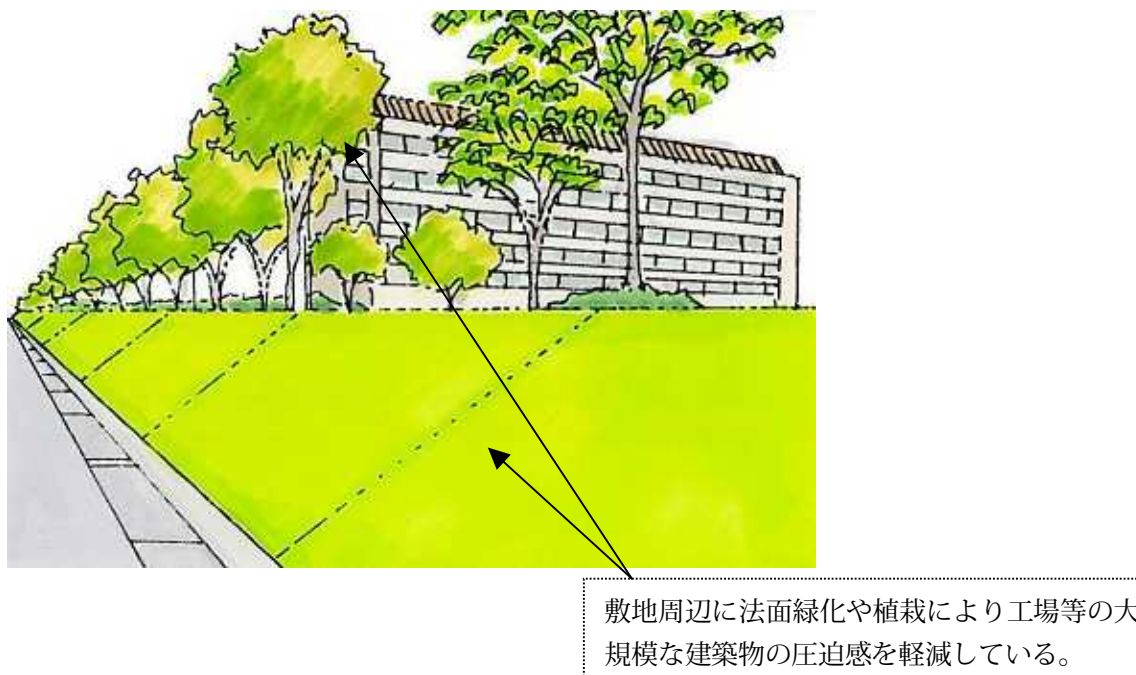
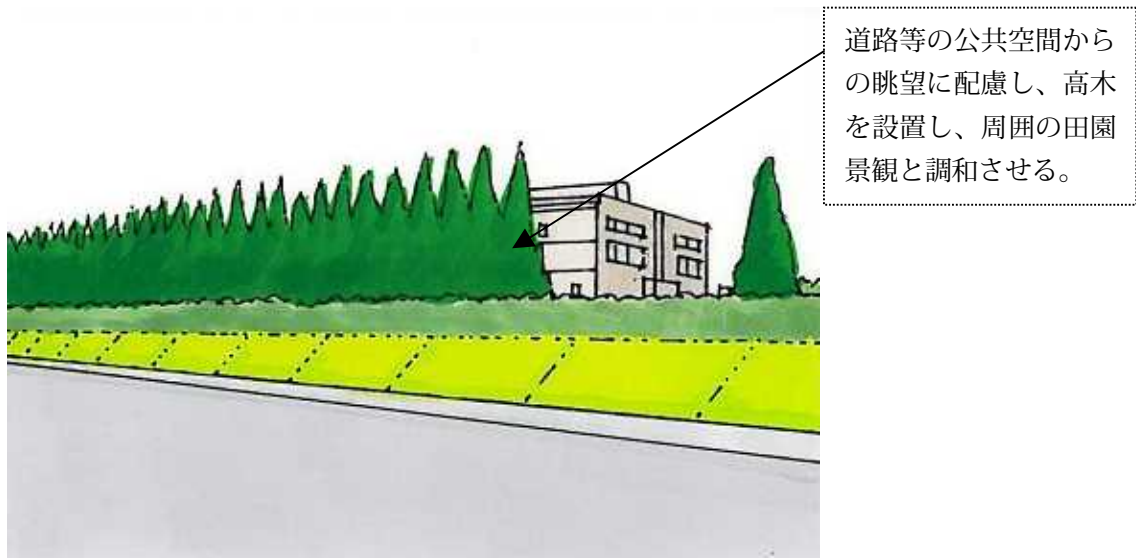


植栽により開放性のあるものとし、圧迫感を軽減している。

工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。
【周辺市街地地域】

【解説】

工場等の大規模な建築物等については、圧迫感の軽減や住環境との調和を図るために道路等の公共空間からの眺望に配慮し、高木の設置や法面緑化などによる修景を行い、潤いある景観を創出します。



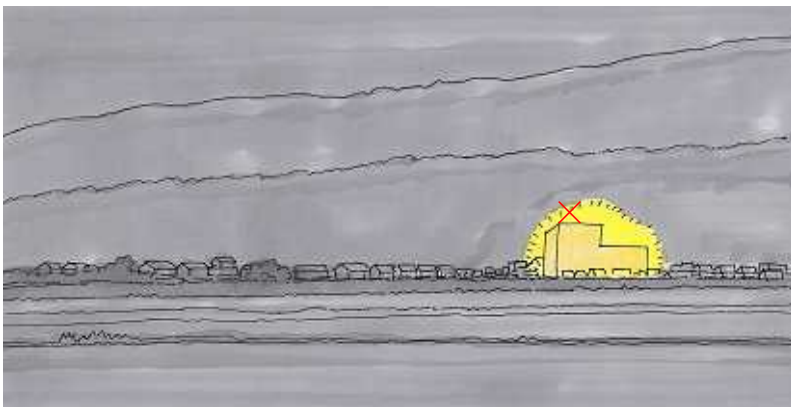
⑦夜間照明

ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。

【耳納連山山辺地域・東部田園地域・西部田園地域】

【解説】

建築物や工作物にライトアップ等を行う場合には、出来るかぎり点滅照明やネオン管の使用を避け、周囲の自然田園環境に配慮した明るさとして、周囲の自然田園環境との調和させます。



点滅照明やネオン管を避け、周囲の自然田園環境に配慮した明るさとする。

歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドウ等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域では、歩行空間を演出して夜間の賑わいを創出するよう、歩く楽しさを感じられる照明施設の配置や落ち着いた配光への配慮や室内から漏れる光を意識したショーウィンドウ等の設置により、魅力ある夜間景観を創出します。

敷地内の歩行空間に設置する照明は、道路照明と調和のとれたものとし、夜間景観を演出する照明は、温かみのある色温度3,000ケルビン程度の光源を用います。



ショーウィンドウを設置し、室内から漏れる光で賑わいを演出

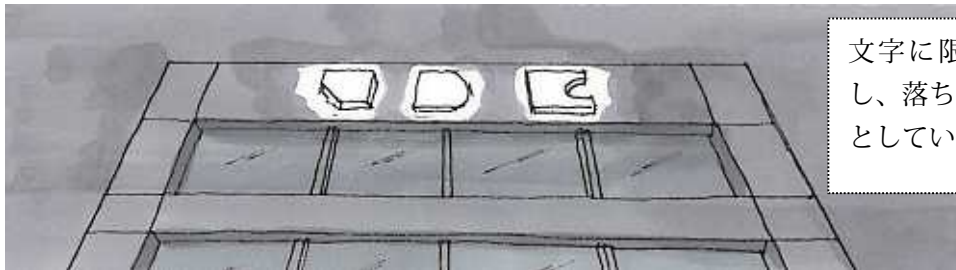
歩く楽しさを感じられる照明施設の配置や落ち着いた配光により魅力ある夜間景観を創出

夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。

【中心市街地地域】

【解説】

中心市街地地域では、夜間の広告物において点滅照明やネオン管などの使用を避け、出来るかぎり外照式の間接照明等の使用や文字などに限定した内照式の照明などを用いて品格ある夜間景観の演出を行い、歩行者が快適に歩行できる魅力ある空間を創出します。



文字に限定した照明とし、落ち着いた夜間照明としている。



間接照明とし、落ち着いた夜間照明としている。

ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。【周辺市街地地域】

【解説】

建築物や工作物にライトアップ等を行う場合には、出来るかぎり点滅照明やネオン管の使用を避け、周囲の居住環境に配慮した明るさとして、周囲の居住環境と調和させます。



点滅照明やネオン管を避け、周囲の居住環境に配慮した明るさとする。

⑧開発行為

(法面)

長大な法面が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること。

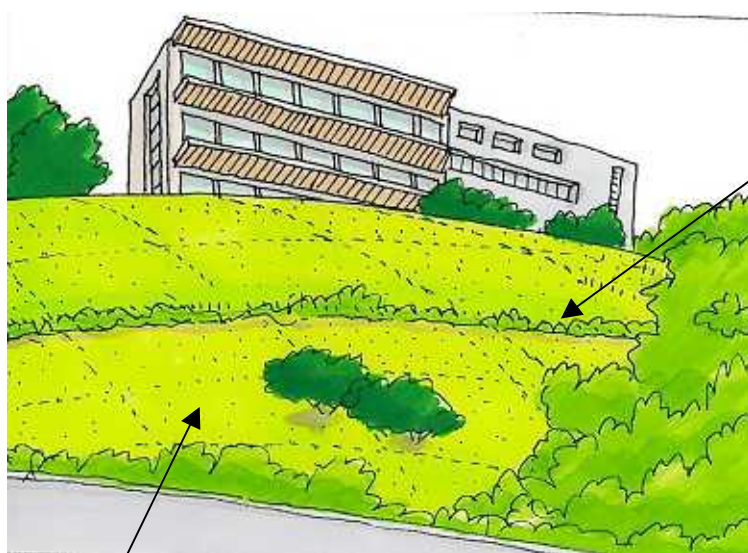
- ・できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、できる限り緩やかな勾配で長大とならないように配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。

【解説】

開発行為による大規模な形質の変更を行う場合には、造成後の長大な法面による圧迫感を軽減するために、出来る限り原状の地形や植生を活かして長大な法面を作らない造成計画に配慮します。

やむを得ず長大な法面を作る場合は、法面を分割するなどのできるだけ周囲と調和するような構造及び形態とします。また、高さを抑え緩やかな勾配とし、法尻、法肩を丸みによってなだらかに仕上げるラウンディングを行うなどをして自然の地形に出来る限りなじむようにして圧迫感を軽減させます。

また、必要に応じて法面を緑化して周辺のまちなみや自然環境と調和させます。



法面を分割し、緩やかな勾配とし、ラウンディングを行い、自然の地形に馴染ませる。

法面を緩やかな勾配とし、緑化する。

(擁壁)

長大な擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること。

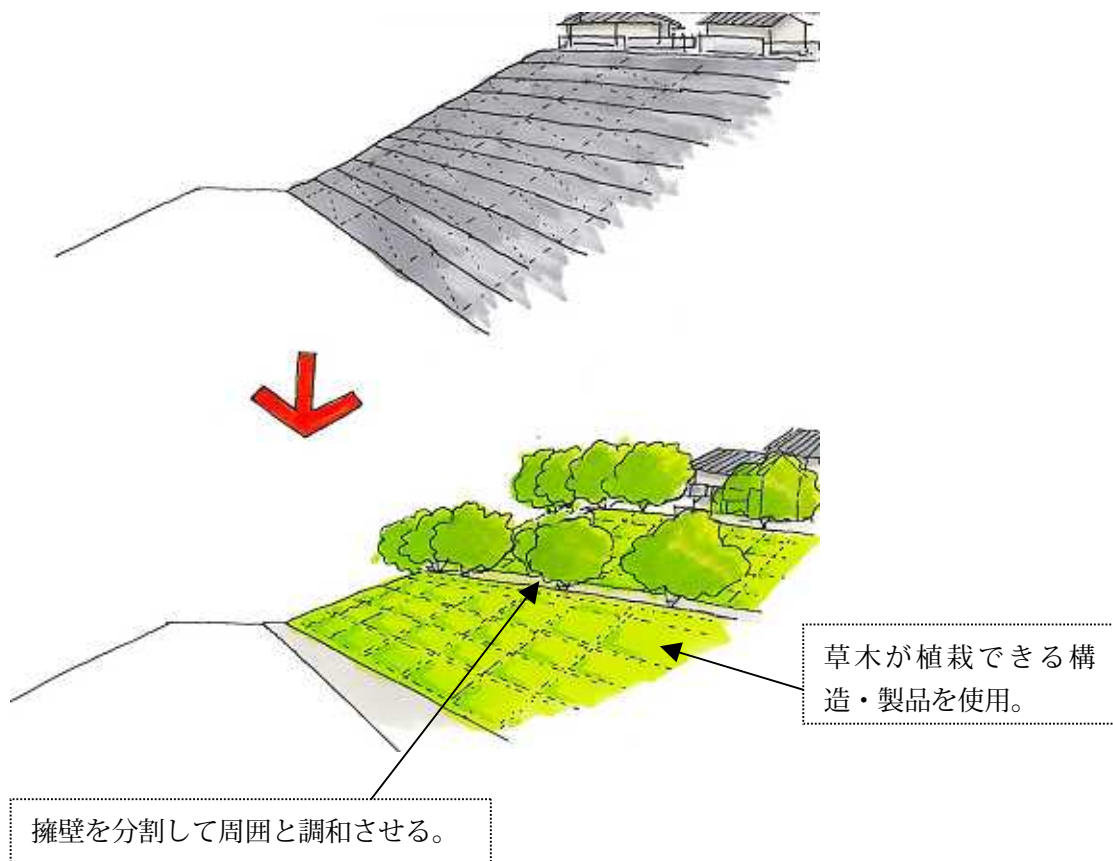
- ・構造・形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するように配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。

【解説】

開発行為による大規模な形質の変更を行う場合には、造成後の長大な擁壁による圧迫感を軽減するために、出来る限り原状の地形や植生を活かして長大な擁壁を作らない造成計画に配慮します。

やむを得ず長大な擁壁を作る場合は、擁壁を分割するなどのできるだけ周囲と調和するような構造及び形態とします。

また、擁壁の素材にはコンクリートではなく、自然石などを使用し周辺の自然環境や生態系に配慮します。やむを得ずコンクリート製品を使用する場合には、表面の仕上げを自然石にしたり、草木が植栽可能な構造とし、周辺のまちなみや自然環境と調和させます。

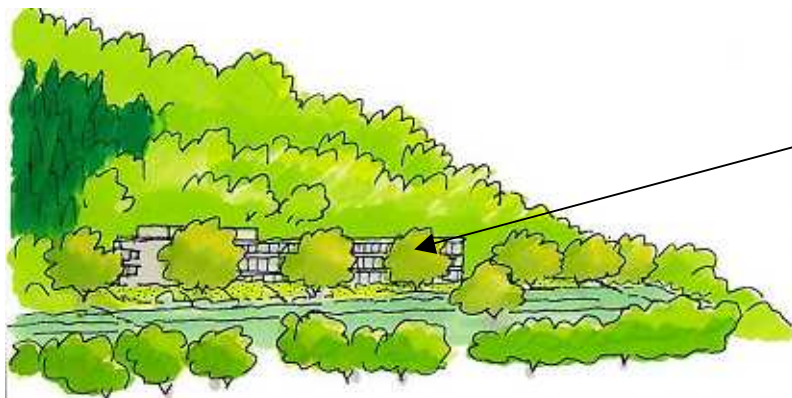


⑨土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。

【解説】

行為地においては、その敷地周辺を緑化することにより周囲から眺望に配慮します。



行為地の敷地周辺を緑化し、周囲からの眺望を保全します。

長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること。

【解説】

土地の開墾等を行う場合には、長大な法面または、擁壁が生じないように配慮します。

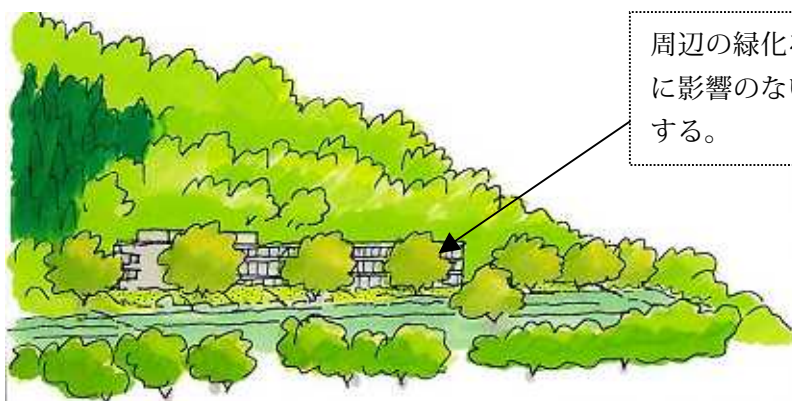
※開発行為の行為の制限を参照

行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。

【解説】

行為終了後は、周辺の植生を調査し、周辺環境に影響のない樹種（地域に従前から多く生息する樹種、在来種）を選定した緑化に配慮します。

また、同一樹種ではなく様々な樹種の組合せや低木・地被植物等の組合せによって四季の感じられる緑豊かな景観形成に配慮します。



周辺の緑化を行う場合は、周辺環境に影響のない樹種を組み合わせ植樹する。

建築物・工作物の景観形成基準チェックシート（耳納連山山辺地域）

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容
位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
高さ	<input type="checkbox"/> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川堤防道路から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 <input type="checkbox"/> JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()

※風力発電施設については別途基準あり（P21参照）

形態 意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> マンセル値により R系、YR系、Y系は彩度4を、GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 基準値内 <input type="checkbox"/> 基準値外 ()

※風力発電施設については別途基準あり (P21参照)

屋外設備等	□屋外階段やバルコニー等は、建築物本体との調和に配慮すること。	□配慮した。 () □配慮出来ない。 ()
	□受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。	□配慮した。 () □配慮出来ない。 ()
緑化外構	□敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。	□配慮した。 () □配慮出来ない。 ()
	□筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。	□配慮した。 () □配慮出来ない。 ()
夜間照明	□ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。	□配慮した。 () □配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮した、努めたに ✓ をした場合は、配慮、努めた内容を（ ）に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ない、努めることが出来ない、基準値外に ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を（ ）に簡潔に記入してください。

建築物・工作物の景観形成基準チェックシート（東部田園地域）

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容
位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域界から後退するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
高さ	<input type="checkbox"/> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 筑後川堤防道路から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 <input type="checkbox"/> JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
形態 意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。
	<input type="checkbox"/> マンセル値により R 系、YR 系、Y 系は彩度 4 を、GY 系、G 系、BG 系、B 系、PB 系、P 系、RP 系は彩度 2 を超える色彩を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 基準値内 <input type="checkbox"/> 基準値外
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建築物本体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。
	<input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。
緑化外構	<input type="checkbox"/> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。

	<input type="checkbox"/> 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
夜間照明	<input type="checkbox"/> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮した、努めたに ✓ をした場合は、配慮、努めた内容を（ ）に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ない、努めることが出来ない、基準値外に ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を（ ）に簡潔に記入してください。

建築物・工作物の景観形成基準チェックシート（西部田園地域）

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容
位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域界から後退するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
高さ	<input type="checkbox"/> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
形態意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 明度は、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> マンセル値により R 系、YR 系、Y 系は彩度 4 を、GY 系、G 系、BG 系、B 系、PB 系、P 系、RP 系は彩度 2 を超える色彩を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 基準値内 <input type="checkbox"/> 基準値外 ()
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建築物本体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
緑化 外構	<input type="checkbox"/> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
夜間 照明	<input type="checkbox"/> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮した、努めたに ✓ をした場合は、配慮、努めた内容を () に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ない、努めることが出来ない、基準値外に ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を () に簡潔に記入してください。

建築物・工作物の景観形成基準チェックシート（中心市街地地域）

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容
位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。 また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
形態意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、 圧迫感の軽減を図るととも に、適度な分節化を行う などにより単調な壁面と ならないよう配慮するこ と。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 建築物等のファサード（建 築物の正面の外観）は、周 辺との調和を図るなど連 続性のある景観の創出に 配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 商業系施設の低層部は、シ ョーウィンドーやカフェ テラス、ギャラリー等によ り賑わいを演出し、歩行者 に楽しさや快適さを与え るよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 商業系施設のシャッター は、透過性のあるものと し、閉店後のまちなみにも 配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 敷地内のオープンスペー スが魅力的に利用される よう、低層部の外構デザイ ンに配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然と の調和に配慮し、外壁の色 彩は、低彩度の色彩を基調 とし、色彩を組み合わせる 場合には、統一感のある配 色になるよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 明度は、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> マンセル値によりR系は彩度6を、YR系、Y系は彩度4を、GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 基準値内 <input type="checkbox"/> 基準値外 ()
	<input type="checkbox"/> 低層部はアクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建築物本体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
緑化外構	<input type="checkbox"/> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> オープンスペースでの緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
夜間照明	<input type="checkbox"/> 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮した、努めたに ✓ をした場合は、配慮、努めた内容を（ ）に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ない、努めることが出来ない、基準値外に ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を（ ）に簡潔に記入してください。

建築物・工作物の景観形成基準チェックシート（周辺市街地地域）

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容
位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域界から後退するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
高さ	<input type="checkbox"/> 田主丸地域については、JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
形態意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。	<input type="checkbox"/> 努めた。 () <input type="checkbox"/> 努めることが出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> マンセル値によりR系は彩度6を、YR系、Y系は彩度4を、GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。	<input type="checkbox"/> 基準値内 <input type="checkbox"/> 基準値外 ()
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建築物本体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

	<input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
緑化 外構	<input type="checkbox"/> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
	<input type="checkbox"/> 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
夜間 照明	<input type="checkbox"/> ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮した、努めたに ✓ をした場合は、配慮、努めた内容を () に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ない、努めることが出来ない、基準値外に ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を () に簡潔に記入してください。

開発行為の景観形成基準チェックシート

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

景観形成基準	配慮・措置の内容
<p><input type="checkbox"/>法面</p> <p>長大な法面が生じないよう配慮すること。但しやむを得ない場合は、次のような配慮をすること</p> <p>できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、できる限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>配慮した。</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/>配慮出来ない。</p> <p>()</p>
<p><input type="checkbox"/>擁壁</p> <p>長大な擁壁が生じないよう配慮すること。但しやむを得ない場合は、次のような配慮をすること</p> <p>構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>配慮した。</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/>配慮出来ない。</p> <p>()</p>

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮したに ✓ をした場合は、配慮した内容を () に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ないに ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を () に簡潔に記入してください。

土地の開墾等の景観形成基準チェックシート

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

景観形成基準	配慮・措置の内容
<input type="checkbox"/> 敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
<input type="checkbox"/> 長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
<input type="checkbox"/> 行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮したに ✓ をした場合は、配慮した内容を () に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ないに ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を () に簡潔に記入してください。

外観について行う照明の景観形成基準チェックシート

行為の場所	久留米市	町	番地
-------	------	---	----

景観形成基準	配慮・措置の内容
<input type="checkbox"/> 自然・田園部では、ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
<input type="checkbox"/> 周辺市街地地域では、ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()
<input type="checkbox"/> 中心市街地地域では、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること	<input type="checkbox"/> 配慮した。 () <input type="checkbox"/> 配慮出来ない。 ()

- 該当する景観形成基準について表中の□に ✓ を記入してください。
- 該当する景観形成基準には、配慮・措置の内容の□にも ✓ を記入してください。
- 配慮したに ✓ をした場合は、配慮した内容を () に簡潔に記入してください。
- 配慮出来ないに ✓ をした場合は、その理由及び代替の景観配慮を () に簡潔に記入してください。

(参考資料)

建築基準法第2条第1号

建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

建築基準法第2条第3号

床面積

建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

建築基準法施行令第2条第6項

建築物の高さ

地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 法第五十六条第一項第一号の規定並びに第百三十条の十二及び第百三十五条の十八の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項及び法第五十八条に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四(ろ)欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。